

50001—50100 第 1 離職票の受理

50001—50050 1 離職票の受理

50001 (1) 離職票受理の安定所

離職票の受理は、原則として離職した被保険者の住所又は居所を管轄する安定所が行う。したがって、離職票に記載された離職者の住所又は居所は、50208 の委嘱を受けた安定所が離職票の受理を行う場合を除き、その安定所が管轄する地域内であるのが通常である。

50002 (2) 離職票を所持して初めて安定所に出頭し、基本手当の支給を受けようとする者の取扱い

イ 基本手当の支給を受けようとする者が離職票を提出するため初めて安定所に出頭した場合の取扱いは、原則として次の手続による。

受付を担当する者は、離職票を提出するため初めて安定所に出頭した者に求職の申込みを行わせ、求職票と離職票とを一括して認定係（受給資格の決定のための受給要件及び労働の意思能力の確認に関する事務、失業の認定に関する事務等を担当する係をいう。以下同じ。）に回付する。回付を受けた認定係は、受給要件及び労働の意思能力の確認を行い、次回出頭日を定めて通知する（受給資格を否認することとする場合については、50203 及び 50204 参照）とともに、離職票の安定所記載欄に上記の処理状況を記載する。この処理後、紹介担当部門（求職の申込み及び紹介に関する事務、公共職業訓練等を受けることについてのあっせん及び指示に関する事務等を担当する部門をいう。以下同じ。）に誘導し、所要の面接相談を受けさせる。面接相談終了後、紹介担当部門は、求職票及び離職票を必要に応じて関係資料と共に審査係（受給資格の決定、失業給付の支給決定等に関する事務を担当する係をいう。以下同じ。）に回付する。

離職票の回付を受けた審査係は、50101～50250 により受給資格の決定に伴う事務処理を行い、求職票の「雇用保険の状況」欄に支給番号、受給資格決定年月日、給付日数等の所要事項を記載の上、求職票を紹介担当部門に回付する。

なお、紹介担当部門から審査係への回付の際に、離職前に船員であった者については、船員の求職を希望している又は船員以外の求職を希望している旨を審査係に伝える。

審査係は、船員の職業紹介は地方運輸局（運輸管理部及び運輸支局を含む。）において行われていることから、船員を希望している場合は、失業の認定及び支給決定について、地方運輸局にて処理が行われることを出頭した者に説明を行い、次回以降の来所先を案内した上で委嘱処理（51501 参照）を行う。

ロ 離職者が 2 枚以上の離職票を提出すべき者である場合には、受給資格の決定に必要なすべての離職票を提出させる（50104 参照）。

ハ 離職者が離職票を提出することができない理由があったため、求職の申込みのみを行い、その後に離職票を直接認定係に提出して受給資格の決定を求めたときは、紹介担当部門に連絡し、その者の求職票の回付を受けた上、当該離職票と求職票により受給資格の決定又は否認を行う。

なお、求職の申込時に受給資格の仮決定を行う場合があることに留意しなければならない（50202 参照）。

ニ マイナポータルを通じて離職票を交付された離職者が安定所に出頭した場合は、スマートフォン等の端末に離職票を表示するよう求め、離職票のバーコードをスキャンして印刷する（印刷方

法の詳細は、システム要領の「（別冊）離職者に対するマイナポータルを通じた離職票等の直接交付について」を参照すること。）。離職票を印刷した後は上記イの要領で手続きを行う。なお、スマートフォンのトラブル等により離職者が離職票を表示することができない場合には、当該離職者の被保険者番号を用いて離職票データを検索し、印刷しても差し支えない。

50002-2 （2-2） こども連れ等で来所した者への対応

離職者が、こども連れで来所した場合であっても支障なく手続きが進められるよう、下記の例を参考に、各安定所において可能な範囲で必要な配慮をすること。

- イ 希望に応じて、利用者が比較的少ない時間帯等にあらかじめ予約した上で対応を行う。
- ロ できる限り広い相談ブースで実施する。
- ハ 他の利用者とは離れた待合席を用意する。
- ニ 要望によりベビーカーを置く場所を設ける。

安定所においては、自所で可能な配慮についてあらかじめ整理し、ホームページや庁舎内の掲示、その他広報物等の周知媒体を活用するなどにより、こども連れでの利用が可能であることを利用者に認識してもらうよう努めること。

なお、このような取扱いとは、基本手当の支給を受けようとする者が離職票を提出するため初めて安定所に出頭した場合に限らず、以下 50003～60000 の手続きにおいても、同様の配慮を行うこと。

50003 （3） 離職票に記載されている住所若しくは居所又は氏名と現在の住所若しくは居所又は氏名が異なる受給資格者についての事務処理

イ 受給資格者が離職後に住所又は居所を変更し、変更前の住所又は居所を記載した離職票を提出した場合は、受給資格者住所変更届（則様式第 20 号）（以下給付関係において「住所変更届」という。）を提出させる。

また、氏名の変更があった場合には、受給資格者氏名変更届（則様式第 20 号）（以下給付関係において「氏名変更届」という。）を提出させる。

この場合、住所変更届には運転免許証その他の住所又は居所の変更の事実を証明することができる書類を、氏名変更届には運転免許証その他の氏名の変更の事実を証明することができる書類及び被保険者証を添えさせる。

ただし、提出された添付書類により変更前後の住所又は居所を確認できる場合には、住所変更届の提出を省略して差し支えない（この場合、当該受給資格者に係る離職票の住所又は居所欄を新たな住所又は居所に朱書により訂正しておく。）。氏名変更届の提出を受けたときは、所要のデータを労働市場センター業務室（以下「センター」という。）あて入力することにより、当該者に係る被保険者台帳に記録している氏名を新たな氏名に変更するとともに、被保険者証を再交付する（20853 参照）。

また、これらの届は、離職票に添えて保管する。

なお、離職票に添付せず別途一括保管することとして差し支えないが、この場合は当該受給資格者に係る離職票の所要欄を新たな住所又は居所、氏名に朱書により訂正しておく。

ロ 受給資格者が受給中に住所若しくは居所又は氏名を変更した場合についても、次の失業の認定日又は支給日までに届出を行わせる（則第 49 条第 1 項）。この場合は、当該者に係る支給台帳に記録している氏名を新たな氏名に変更した後、被保険者証の再作成処理を行って、再交付する

ほか、受給資格者氏名・住所変更届に雇用保険受給資格者証（則様式第 11 号）（以下「受給資格者証」という。）を添えさせ（マイナンバーカード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）利用者の場合はマイナンバーカードによる認証（50102 ハ参照）を行って）、必要な改訂をした上、返付（マイナンバーカード利用者については則第 19 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知（以下「受給資格通知」という。）を交付）する。

なお、同届の保管については、上記イに準じ取り扱う。

また、同届の提出については、原則として本人が安定所に出頭した上で行うこととするが、本人が出頭できない事情がある場合には、代理人又は郵送による提出によっても差し支えない（代理人による届出の場合は委任状を必要とする。）。

ハ 受給資格者住所変更届に添える「運転免許証その他の住所又は居所の変更の事実を証明することができる書類」は次のとおりである（届出の時点で有効なもの又は発行・発給された日から 6 か月以内のものに限る）。

(イ) 運転免許証、住民基本台帳カード、マイナンバーカード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、監理措置決定通知書、仮滞在許可書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真付き）のいずれかで、変更後の住居所が確認できる書類。

(ロ) 受給資格者が(イ)の書類を所持していない場合は、国民健康保険資格確認書又は健康保険資格確認書（当面の間、有効な国民健康保険被保険者証又は健康保険被保険者証も認められる）、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、児童扶養手当証書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真のないもの）のいずれかで、変更後の住居所が確認できる書類。

(ハ) 居所の確認に当たっては、民生委員の証明、公共料金の領収書その他の居所の確認のために適切と認められる書類のいずれかで、変更後の住居所が確認できる書類。

ニ 受給資格者氏名変更届に添える「運転免許証その他の氏名の変更の事実を証明することができる書類」は次のとおりである（届出の時点で有効なもの又は発行・発給された日から 6 か月以内のものに限る）。

(イ) 運転免許証、住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、マイナンバーカード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、監理措置決定通知書、仮滞在許可書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真付き）のいずれかで、変更後の氏名が確認できる書類（届出の時点で有効なもの又は発行・発給された日から 6 か月以内のものに限る）。

また、離職前に船員であった者については船員手帳により氏名の変更の事実を確認することも可能である。

(ロ) 受給資格者が(イ)の書類を所持していない場合は、国民健康保険資格確認書又は健康保険資格確認書（当面の間、有効な国民健康保険被保険者証又は健康保険被保険者証も認められる）、住民票記載事項証明書（住民票の写し、住民基本台帳カードのうち本人の写真のないもの、印鑑証明書）、年金証書、児童扶養手当証書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真のないもの）のいずれかで、変更後の氏名が確認できる書類。

受給資格者氏名住所変更届

※ 帳票種別	
12208	
1. 支給番号	
- - - - -	
2. 新氏名	
- - - - -	

1 氏 名	フリ ガナ																										
	新																										
	旧																										
2 住 所	新																										
	旧																										
3 生 年 月 日	大正 昭和 平成 令和	年	月	日	4 変更年月日	令和	年	月	日																		
雇用保険法施行規則第49条第1項の規定により上記のとおり届けます。 令和 年 月 日 (高年齢・特例) 受給資格者氏名 _____ 公共職業安定所長 殿 地方運輸局長 _____ 支 給 番 号 (_____) 電 話 番 号 (_____)																											
備 考										※口座名義変更確認																	

※	所 属 長	次 長	課 長	係 長	係	操 作 者
---	-------------	--------	--------	--------	---	-------------

注 意

- 1 氏名を変更したときは、標題中「住所」の文字を抹消すること。この場合には、2欄には記載しないこと。
- 2 住所を変更したときは、標題中「氏名」の文字を抹消すること。この場合には、1欄には記載しないこと。
- 3 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）を添えること。
- 4 ※印欄には、記載しないこと。

50004 (4) 離職票提出者が本人であること及び住所又は居所の確認

イ 離職票受理の際には、離職票提出者は、運転免許証その他の基本手当の支給を受けようとする者が本人であることを確認することができる書類を添えて又はマイナンバーカードを提示して離職票を提出しなければならない（則第 19 条第 1 項）。

このとき、本人確認を徹底するため、運転免許証等写真が貼付され、偽造が困難な証明書（50003 ハ(イ)、ニ(イ)）の提示を求める。写真が貼付されている証明書を所持していない者については、50003 ハ(ロ)、50003 ハ(ハ)、50003 ニ(ロ)のうち種類の異なる複数の書類の提示を求める。

また、この者が本人であるか否かを 50005 の必要な質問を行うとともにその他具体的状況に応じて適切な質問を行って確認する。このうち、次の確認は必ず行うこととする。

- (イ) 離職票を提出した者から本人氏名をフルネームで聴取し、離職票記載のフリガナ等と突合し、確認する。
- (ロ) 住居所を町名、番地、アパート名まで詳細に離職票を提出した者から聴取し、離職票記載の住居所と突合し、確認する。
- (ハ) 離職票を提出した者から本人の電話番号を聴取し、離職票記載の電話番号と突合し、確認し、当該者に対して後日確認のため連絡する場合等があることを伝える（なお、実際に本人あて連絡し確認する際には、当該者のプライバシーにも配慮して行う。）。
- (ニ) これまでの失業等給付の受給歴を聴取し、求職票に記載された職歴と突合し、必要に応じて被保険者台帳を確認する。

ロ その者の住所又は居所が当該安定所の管内であるか否かを初回来所時又は遅くとも次回の失業の認定日に市町村長の証明書、運転免許証等により確認する。

50005 (5) 離職票に記載された個人番号が離職票提出者本人のものであることの確認等

イ 離職票-1 の個人番号記載欄は、可能な限り安定所の窓口に来所した際に記入させることとし、個人番号確認及び身元（実在）確認の書類を必ず持参するよう周知の徹底を図る。ただし、在留資格のない外国人（被監理者の一部、仮滞在許可者等）や在留期間が 3 ヶ月以下である外国人は在留カードを交付されておらず、したがって個人番号の交付もないため、個人番号記載欄は空欄のまま受理すること。

ロ 個人番号が記載された離職票-1 が提出された場合の個人番号の確認等は以下のとおり。なお、個人番号等の確認書類は提示することで足り、一切保管しないようにするとともに、個人番号の記載がある確認書類を廃棄等する場合は、「個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第 2、第 3 及び「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に基づき、廃棄等したことを示す記録を付けること（23601 (1) ニ(イ) 参照）。

(イ) 個人番号の確認

離職票に記載された個人番号が離職票提出を行った本人のものであるか確認する場合は次のいずれかにより確認する（届出の時点で有効なもの又は発行・発給された日から 6 か月以内のものに限る）。

- a マイナンバーカード
- b 通知カード
- c 個人番号が記載された住民票の写し（住民票記載事項証明書）

d 上記 a～c での確認が困難な場合は、次のいずれかにより確認する

(a) 特定個人情報ファイルの確認

(b) 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、公共職業安定所長が認める次のいずれかの書類

i 自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から 6 か月以内のものに限る）

具体的には、「自身の個人番号に相違ない旨の申立書」などが該当する。

ii その他、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件（平成 27 年国税庁告示第 2 号）に規定されている書類

iii その他、公共職業安定所長が適当と認める書類

(p) 身元（実在）確認

以下の書類により個人番号を提出した離職者の身元（実在）確認を行う（届出の時点で有効なもの又は発行・発給された日から 6 か月以内のものに限る）。

なお、50004（4）で本人確認を行った際に、以下の書類を確認している場合には、改めて身元（実在）確認を行う必要は無い。

a マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真付きであって、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの（詳細は業務取扱要領 23601(1)ニ(p)に規定する別紙「事業主等が行う本人確認措置」1(2)②ヌ参照））のうちいずれかの書類

b 上記 a の書類での確認が困難な場合は、次の書類等から 2 つ以上の書類等により確認する。

(a) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳又は基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書

(b) 官公署から発行・発給された身分証明書又は資格証明書（本人の写真のないものであって、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの）（詳細は業務取扱要領 23601(1)ニ(p)に規定する別紙「事業主等が行う本人確認措置」1(2)③ホ参照）

ハ 離職票-1 の個人番号欄に記載を行ったものの、個人番号の確認書類の提示が困難である場合は、住民基本台帳ネットワークシステムへの情報照会により個人番号の確認を行うこと。具体的には、個人番号を元に住民基本台帳ネットワークシステムの氏名、性別、生年月日、住所等の情報を照会し、当該個人番号に登録されている者の情報が、離職者の情報と一致することを確認すること。この場合も運転免許証等による身元（実在）確認は必要である。

離職票-1 の個人番号欄に記載はできるものの、個人番号の確認又は身元（実在）確認ができない場合並びに離職票-1 に個人番号の記載ができない場合には、個人番号以外の項目について業務取扱要領に基づき必要な処理を行うとともに、後日、個人番号の登録を依頼することがある旨離職者に対して伝える。この場合には、個人番号欄に個人番号は記載させず、受理する。

なお、離職者が個人番号の提出を拒否した場合など個人番号の取得ができない場合であっても、それを理由として受給資格決定を拒否しないよう留意すること。

また、離職票-1 の個人番号欄に記載はできるものの、個人番号の確認又は身元（実在）確認ができなかった場合並びに離職票-1 に個人番号の記載ができなかった場合には、「氏名・生年月日・性別・住所」の 4 情報を用いて住民基本台帳ネットワークシステムに照会を行い、全件、個人番

号を取得すること。

50006 (6) 離職票の記載内容に係る異議の有無の確認

離職票を受理したときは、離職者に対し、賃金の支払状況、離職理由等の記載内容に異議がないか確認する。

また、併せて、離職票の⑦欄（離職理由）の記入及び⑰欄（離職者氏名）に氏名のない離職票を受理したときは、離職者に⑦欄より主たる離職理由が該当する項目を1つ選択の上、具体的事情記載欄（離職者用）に具体的事情を記載させ、⑰欄への氏名を記載するよう指導する。加えて、離職票の⑦欄の記入及び⑰欄に氏名の記載がある離職票を受理した場合であっても、その記載内容に誤りがないか改めて確認する。

50007 (7) 離職票受理の安定所と離職票交付の安定所との連絡

離職票受理の安定所は、離職票の⑦欄（離職理由）及び⑰欄（離職者氏名）により本人の異議がある旨の記載、受給資格者の提出した資料（原則として、離職票に記載された離職理由に異議のある場合は、離職票に離職理由を証明することができる書類を添付しなければならない（則第19条第1項）。当該書類については、50306 ロ参照。）、供述等から、離職票の記載事項のうち離職理由、被保険者期間、賃金額等の事項について、誤りがあると考えられる場合であって、その記載の当否が給付制限の有無、受給資格の決定、基本手当日額、所定給付日数の決定（離職理由の判定等）等に重大な影響があると認めた場合は、その離職票を交付した安定所に照会する。照会先の安定所から回答があるまでは、必要に応じ、受給資格の仮決定に準じた処理を行う（50202 参照）。

照会を受けた安定所は、原則として初回の認定日までに離職理由を判断することとなるため、可能な限り速やかに事実調査の上、照会元の安定所に回答するように留意する。

また、離職票受理の安定所と離職票交付の安定所との連絡は、郵送の他、適宜ハローワークシステム（以下「システム」という。）の電子メール等により行うこととして差し支えない。電子メールにより連絡を行う場合、併せて電話によりその旨の連絡を行うこと。ファクシミリによる連絡は個人情報漏えい防止の観点から原則行わない。

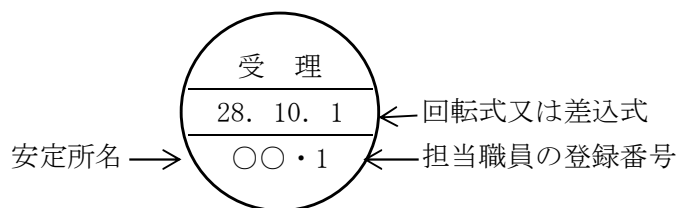
連絡する際は、個人番号が記載された書類については原則添付しない。個人番号が記載された書類が業務上必要不可欠である場合には、原本に剥離可能なマスキングテープ等で個人番号が判別できない方法によりマスキングを行った上で写しの作成を行い、写しを送付する。

なお、離職理由を除く軽微な誤りについては、照会を行わずに処理して差し支えない。

50008 (8) 受理した離職票の処理

イ 提出された離職票が、その安定所において受理すべきものであると認められるときは、当該離職票（離職票－2の欄外）に文書受付日付印及び取扱者印を押す。

なお、受付日付印及び取扱者印にかえて、次のようなゴム印を押印することとして差し支えない。ただし、職員について、登録番号を決定したときは、これに関する調書を作成しておく。



- ロ 離職票－１については、「個人番号利用事務における特定個人情報等取扱規程」第２、第３及び「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」に基づき、①取得、②利用、③保管、④廃棄・削除のそれぞれの段階において、厳重な安全管理措置を講じる。

個人番号が記載された離職票－１については、離職者から提出された他の書類と一括して保管することとし、離職理由の確認等で審査処理に時間を要する場合には、「個人番号利用事務における個人情報等取扱規程」の第２の３、第３の１及び「個人情報保護に関する研修テキスト」の「マイナンバー制度導入に向けた研修資料」の３に基づき、鍵付きの保管庫等に保存するなど、審査が完了するまで厳重な安全管理を行う。

- ハ 離職者から個人番号が記載された離職票－１の提出があった場合のシステム入力の際には、システムに入力された個人番号と届出のあった個人番号とが一致しているかを目視で確認する。

この際、既に個人番号がシステムに入力されており、今回の届出にあたって個人番号を入力した際に、既に入力されている個人番号と異なった個人番号であった場合（入力された個人番号が他の被保険者に記録されている個人番号である場合や登録された個人番号に誤りがあった場合など）や住民基本台帳ネットワークシステムとの情報に齟齬がある場合には、個人番号登録処理結果票又は個人番号登録エラー通知票にエラー内容が出力されることとなるため、離職者に対して必要な確認を行い、個人番号に誤り又は変更がある場合は、個人番号登録届又は個人番号変更届に個人番号を記載させ入力を行う（個人番号の確認及び身元（実在）確認については 50005（５）参照）。

- ニ 個人番号をシステムに入力し、受給資格決定処理が完了した後は、受給資格者に対して交付する受給資格者証又は受給資格通知には、個人番号の表示は行わないこととなる。

このため、受給資格者本人から個人番号が登録されたことを証する書類の交付を求められた場合又はシステムに登録された個人番号を確認したい旨の申出等があり、個人番号の記載がある離職票－１の写しの交付等を求められた場合には、個人番号を収集するにあたり個人番号の確認及び身元（実在）確認が行われていたとしても、行政機関が保有する個人情報を開示する場合には、改めて厳格な本人確認等を行う必要があることから、開示請求を行うよう案内する。

なお、個人番号が登録されたことを証する書類の交付を求められた場合は、別途示す様式により受取証明を交付すること。個人番号登録届又は個人番号変更届により、個人番号の登録を行った場合、システム上、個人番号登録処理結果票が出力されるため、当該結果票の写しを交付することとして差し支えない。

また、社会保険料等の減免に関して市町村等に提出を行うことを目的として離職票－１の交付を求められた場合には、原則として受給資格者証又は受給資格通知により対応するよう案内することとし、市町村等を確認し、受給資格者証又は受給資格通知では対応できないなど、やむを得ない理由がある場合には、離職票－２の写しにより対応するよう案内する。

条例等により離職票－１の提出が義務づけられている場合等は個人番号が判別できない方法に

よりマスキングを行った上で写しを作成し、写しを交付することもあり得るが、このような場合は、提出前に本省あて事例をご報告いただきたい。

- ホ 個人番号の記載のある離職票－１の処理が完了した場合には、鍵付きの保管庫等に保存するなどの厳重な安全管理を行う。

なお、個人番号が記載された離職票－１の写しを作成することは原則として禁止し、やむを得ず写しを作成する場合には、離職票－１の原本に剥離可能なマスキングテープ等で個人番号が判別できない方法によりマスキングを行った上で写しの作成を行うこと。

また、個人番号が記載された書類の写しを廃棄する場合には、対象者氏名、被保険者番号、廃棄年月日等を記載した記録簿等を整理すること。

個人番号の記載がある離職票－１の原本については、特定個人情報ファイル単位で管理することとなるため、保存年限を超えて廃棄を行うにあたっては、特定個人情報ファイル単位で廃棄簿の作成を行う。

50101—50250 第2 受給資格の決定

50101—50150 1 受給資格の決定及び被保険者期間

50101 (1) 受給資格及び受給資格者の意義

受給資格とは、法第13条第1項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいい、この受給資格を有する者を受給資格者という。

即ち、一般被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことのできない状態にある場合で、算定対象期間に被保険者期間（50103 参照）が通算して12か月以上であったときに基本手当の支給を受けることができる。

この算定対象期間は、原則として、離職の日以前2年間である（50151～50200 参照）。

なお、受給資格に係る離職理由が特定理由離職者又は特定受給資格者に該当する場合は、離職の日以前の2年間に被保険者期間が12か月以上ないときは、離職の日以前1年間に被保険者期間が6か月以上であれば基本手当の支給を受けることができる（特定理由離職者の範囲については50305-2、特定受給資格者の範囲については50305 参照）。

この場合における算定対象期間は、原則として離職の日以前1年間である。

高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者のそれぞれの給付を受けることができる資格を有する者は、受給資格者と呼ばない。

また、基本手当の受給を終了し、支給残日数がなくなった者は、受給資格者ではない。

50102 (2) 受給資格の決定

イ 受給資格の決定とは、安定所長が離職票を提出した者について、基本手当の支給を受けることができる資格を有する者であると認定することをいう。

すなわち、次の3つの要件を満たしている者であると認定することである。

- (イ) 離職による資格喪失の確認を受けたこと
- (ロ) 労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあること
- (ハ) 算定対象期間（原則として離職の日以前2年間（受給資格に係る離職理由が特定理由離職者又は特定受給資格者に該当する場合は2年間又は1年間）。疾病、負傷等による受給要件の緩和について、50151～50200 参照）に、被保険者期間が通算して12か月（受給資格に係る離職理由が特定理由離職者又は特定受給資格者に該当する場合は12か月又は6か月）以上あること

なお、2枚以上の離職票を提出すべき者に係るこの要件の判断については、50104を参照すること。

受給資格者が受給資格の決定を受けるには、安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない（法第15条第2項、則第19条第1項）。

なお、受給期間（50251 参照）を経過した者については、受給資格の決定を行うことはできない（50205 参照）。

ロ 受給資格の決定に当たっては、次の点に留意する。

- (イ) 特別の理由がないのに本人に不適当な労働条件その他の不適当な求職条件の希望を固執する者については、労働の意思及び能力の有無の判定を慎重に行う。
- (ロ) 妊娠、出産、育児、老病者の看護その他家事家業の手伝いのために退職した者については、労働の意思及び能力の有無の判定を慎重に行って、受給資格の決定を行う。

なお、妊娠、出産、育児等の理由で退職した者で、労働の意思又は能力がないと判定した者については、受給期間の延長（50261 参照）の制度がある旨の説明を行い、希望する場合は所要の申請手続きをとるよう指導する。

- (ハ) 求職条件として短時間就労のみを希望する者については、雇用保険の被保険者となり得る求職条件（20303 イ及びロに留意）を希望する者に限り労働の意思を有するものとして扱う。

なお、自己の都合により退職し、短時間労働者に該当する被保険者となるような求職条件のみを希望する受給資格者については、妊娠、出産、育児、老病者の看護その他家事又は家業の手伝い、加齢等による当人の肉体的能力の減退等が退職の原因となっていることが比較的多いので、このことに十分留意の上、51254 のハにより慎重な判断を行う。

- (ニ) 内職、自営及び任意的な就労等の非雇用労働へ就くことのみを希望している者については、労働の意思を有するものとして扱うことはできない。

ただし、求職活動と並行して創業の準備・検討を行う場合にあっては、その者が自営の準備に専念するものではなく、安定所の職業紹介に応じられる場合には、受給資格決定を行うことが可能となるので留意すること。

ここで、自営業の開業に先行する準備行為であって事務所の設営等開業に向けた継続的性質を有するものを開始した場合は、原則として、自営の準備に専念しているものと取り扱うこと。一方で、事業許可取得のための申請手続、事務所賃借のための契約手続等の諸手続（当該諸手続のための書類の作成等の事実行為を含む。）を行っているに過ぎないような場合は、その行為が求職活動の継続と両立しないようなものでないかどうかについて、個別具体的な事情を勘案して判断すること。

- (ホ) 離職し、被保険者資格を喪失した者であっても、当該離職前からの雇用関係、委任関係又は自営業を継続すること等により受給資格の決定の際に就職状態（51255 参照）にある場合には、受給資格の決定を行うことはできない。

また、求職申込み前の契約等に基づき求職申込み後にも就労する予定がある者については、受給資格の決定の際に就職状態（51255 参照）にない場合であっても、労働の意思及び能力を慎重に確認しなければ受給資格の決定は行えない。

- (ヘ) 受給資格の決定を受けようとする精神障害者については、障害者担当の職業相談部門と十分に連携した上で、週平均で 20 時間以上の就労を希望し、実際に就労が可能と総合的に判断できる場合には、受給資格の決定を行って差し支えない。

- (ト) 労働の意思又は能力がないと認めて受給資格の否認を行う場合（50203 参照）には、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たっては、あらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとしても差し支えない。

- (チ) 船員であった者については、船員以外の求人を希望している受給資格者であっても地方運輸局は拒否することなく、受給資格の決定を行った上で原則として受給資格者の住所を管轄する安定所に委嘱（51501 参照）を行い、船員の求人を希望している受給資格者であっても安定所は拒否することなく、受給資格の決定を行った上で原則として受給資格者の住所を管轄する地方運輸局に委嘱を行うこと。

- (リ) 地方運輸局については、受給資格の確認に疑義が生じた場合は即座の判断ができず、労働局を介して過去の被保険者であった期間等の確認を行うことから、当該本人に対して、労働局への照会の結果によっては受給できない場合もあり得ることから、次回来所日までに決定内容を

通知する旨を伝える必要がある。

ハ 令和4年10月1日以降に受給資格決定を行う場合、マイナンバーカードを提示して50004により離職票を提出した者であって、受給資格通知の交付を希望するもの（以下「マイナンバーカード利用者」という。）に対しては、受給資格者証の作成に替えて、受給資格決定や失業の認定等手続きの都度、処理状況等を印字した受給資格通知を交付する。

マイナンバーカード利用者が失業の認定等手続きを行う場合は、手続きのタイミングごとに、原則としてマイナンバーカードによる認証（マイナンバーカード利用者がマイナンバーカード受付システムのカードリーダに本人のマイナンバーカードをかざし4桁のパスワードを入力することにより本人確認を行うことをいう。ただし、安定所の繁閑、混雑状況等に応じてマイナンバーカードを提示させる方法で代替して差し支えない。この際、一時であっても窓口においてマイナンバーカードを預かることはしないよう留意すること。以下同じ。）を行う。

なお、受給資格決定時にマイナンバーカード利用者として設定された者は、その後に受給資格者証による失業の認定等手続きに変更することは原則として認めない（変更するためには台帳閉鎖した上で新たに受給資格決定を行う必要が生じる。詳細はセンター要領参照。）。

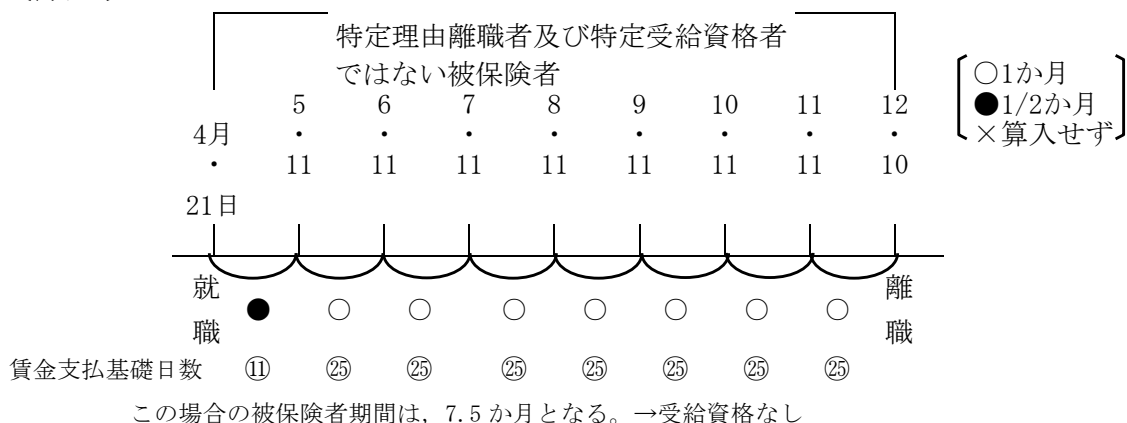
50103 (3) 被保険者期間

イ 被保険者期間の計算方法

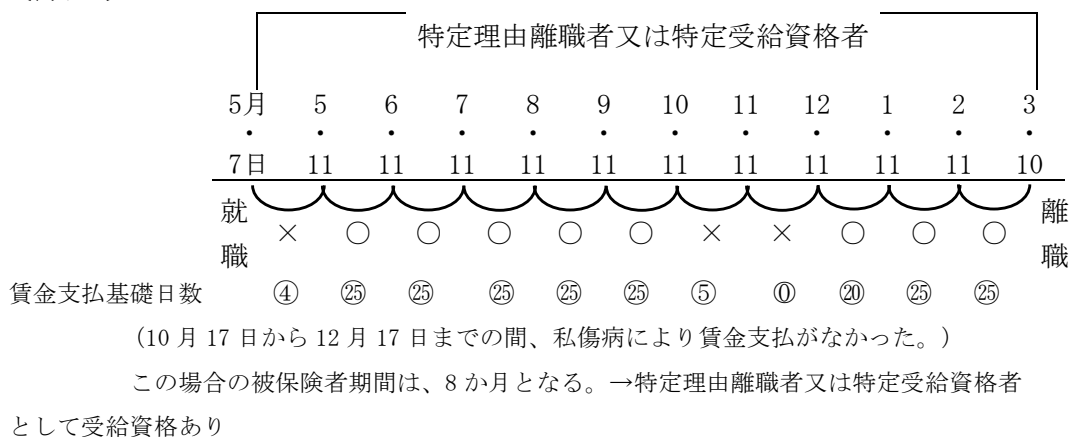
(4) 被保険者期間は、被保険者が離職した日の翌日又は各月においてその日に相当し、かつ、当該被保険者であった期間内にある日（その日に相当する日がない月においては、その月の末日。以下「喪失応当日」という。）の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼった各期間（賃金の支払の基礎となった日数が11日以上あるもの）を1か月として計算する（法第14条第1項）。

なお、離職日が令和2年8月1日以降であって、離職日以前の2年間に賃金支払基礎日数の11日以上が12か月に満たない場合は、被保険者が離職した日の翌日又は喪失応当日の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼった各期間（賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上であるもの）を1か月として計算する（法第14条第3項）。すなわち、被保険者として雇用された期間を、資格の喪失の日の前日からさかのぼって1か月毎に区切って行き、このように区切られた1か月の期間に賃金支払基礎日数が11日以上ある場合に、その1か月の期間を被保険者期間の1か月として計算する。また、このように区切ることにより1か月未満の期間が生ずることがあるが、その1か月未満の期間の日数が15日以上あり、かつ、その期間内に賃金支払基礎日数が11日以上又は離職日が令和2年8月1日以降であって、離職日以前の2年間に賃金支払基礎日数の11日以上が12か月に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった時間数が80時間以上あるときに、その期間を被保険者期間の2分の1か月として計算する（例示1～6参照）。

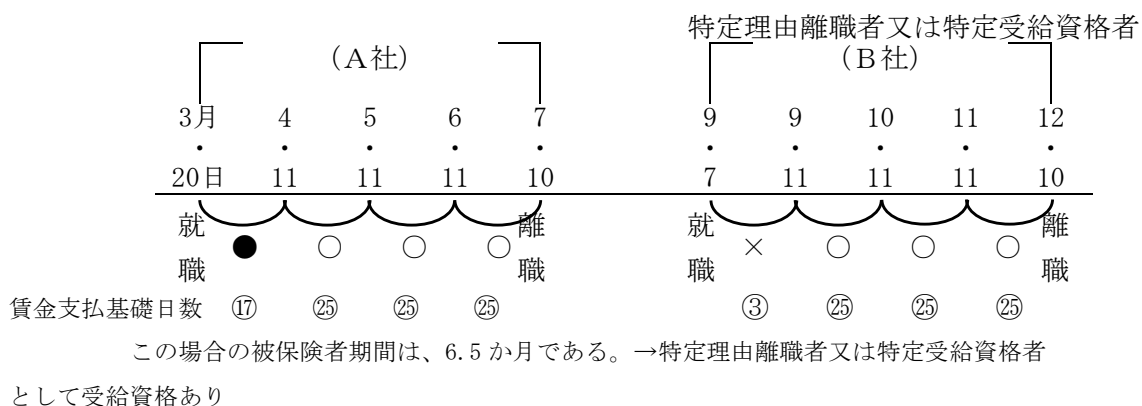
〔例示 1〕



〔例示 2〕



〔例示 3〕 2 枚の離職票を提出した場合



〔例示4〕 2枚の離職票を提出した場合

ではない被保険者					特定理由離職者及び特定受給資格者				
(A社)					(B社)				
3月	4	5	6	7	9	9	10	11	12
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
20日	11	11	11	10	7	11	11	11	10
就	●	○	○	○	就	×	○	○	○
職				離	職				職
賃金支払基礎日数	①7	②5	②5	②5	⑧	②5	②5	②5	

この場合の被保険者期間は、6.5 か月である。→受給資格なし

〔例示5〕 直近の離職票の被保険者期間が1 か月未満の場合

					特定理由離職者及び 特定受給資格者				
(A社)					(B社)				
3月	4	5	6	7	9	9	10	11	12
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
20	11	11	11	10	7	11	11	11	10
日									
就	●	○	○	○	就	×	○	○	○
職				離	職				職
	①7	②5	②5	②5	③	②5	②5	②5	

B社とA社の離職票により受給資格決定 →特定理由離職者又は特定受給資格者
として受給資格あり

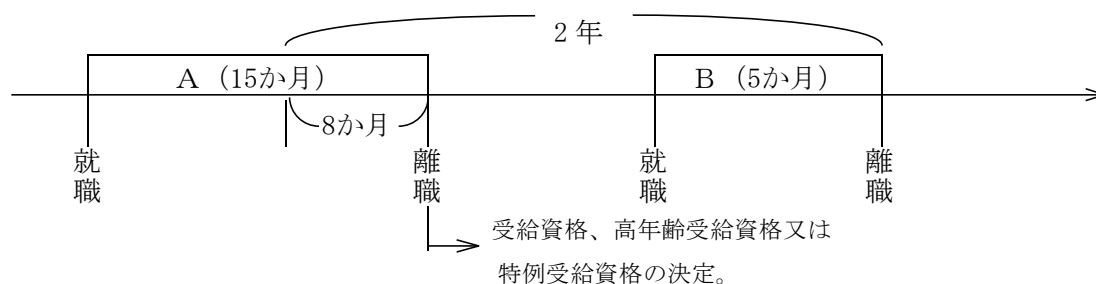
〔例示 6〕直近の離職票の被保険者期間が 1 か月未満の場合

(A社)					(B社)					(C社)		
3月	4	5	6	7	9	9	10	11	12	1	1	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	
20	11	11	11	10	7	11	11	11	10	5	31	
日												
												
就				離	就				離	就	離	
職	●	○	○	○	職	×	○	○	○	職	●	職
	⑰	⑳	㉑	㉒		③	㉑	㉒	㉓		⑱	

C社とB社とA社の離職票により受給資格決定 → 特定理由離職者又は特定受給資格者として受給資格あり

(四) (イ)により被保険者期間を計算する場合において、次の期間は被保険者期間の算定の対象となる被保険者であった期間に含まれない（法第 14 条第 2 項）。

- a 最新の離職票に係る被保険者となった日前に当該被保険者が受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格の決定を受けたことがある場合（当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に基づいて基本手当、高年齢求職者給付金又は特例一時金を受給したか否かは問わない。）における当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前の被保険者であった期間



Aにおいて受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得しているため、Aに係る被保険者であった期間（15 か月）はBの離職に関して被保険者期間の算定の対象となる被保険者であった期間に含めることができない（50104 参照）。

- b 被保険者の資格の取得の確認があった場合において、確認に係る被保険者資格の取得の日の確認があった日（20502 参照）の 2 年前の日より前であるときの当該確認があった日の 2 年前の日より前の期間（確認の月日の 2 年前の応当日までの期間）

すなわち、被保険者資格の取扱いについてさかのぼって確認があった場合においては、最大

限2年が被保険者であった期間となる。

また、給与明細、賃金台帳又は所得税源泉徴収票（以下「給与明細等の確認書類」という。）に基づき、被保険者資格の取得の確認が行われた日の2年前の日より前に、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第32条第1項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていた（雇用保険料が給与から天引きされていた）ことが明らかである時期がある場合には、給与明細等の確認書類により雇用保険料の天引きがあったことが確認できる時期のうち最も古い日（当該日を確認できないときは、給与明細等の確認書類により雇用保険料の天引きがあったことを確認できる最も古い月の初日。当該最も古い日又は当該最も古い月の初日が当該者の直前の被保険者でなくなった日より前にあるときは、当該直前の被保険者でなくなった日。）より前の期間は、被保険者であった期間に算入されない。（23501イ参照）

ロ 二重に被保険者資格を取得していた受給資格者に係る被保険者期間の計算

二重に被保険者資格を取得していた被保険者が一の事業主の適用事業から離職し、その前後に他の事業主の適用事業から離職した場合は、被保険者期間として計算する月は、後の方の離職の日に係る算定対象期間について算定する。

ハ 被保険者期間の計算に関するその他の留意事項

(イ) 未払賃金がある場合でも、賃金計算の基礎となる日数が11日以上あれば、その月は被保険者期間に算入する。

(ロ) 家族手当、住宅手当等の支給が1月分ある場合でも、本給が11日分未満しか支給されないときは、その月は被保険者期間に算入しない。

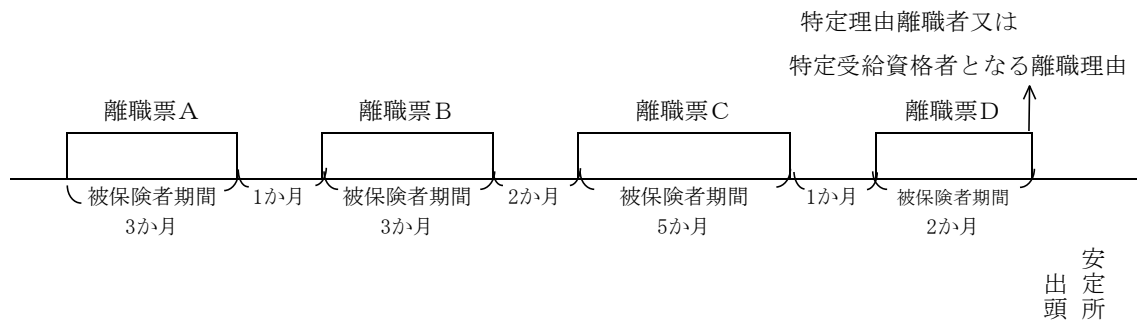
50104 (4) 2枚以上の離職票の提出があった場合の受給資格決定の要領

離職票を提出した者が、2枚以上の離職票を提出すべき者である場合は、当該離職票の他に何枚の離職票を所持（離職票の交付を受けていない場合を含む。）しているかについて、センターはその枚数を通知する。安定所は通知された枚数と提出された枚数が一致しない場合は、残りの提出すべき離職票を提出するよう指導し、次の要領により受給資格の決定を行う（50103イ(ロ)参照）（法第13条第1項、同第14条第2項、同第20条第3項）。

イ 2枚の離職票を提出して求職の申込みを行った者については、前後の離職票が単独で受給資格を満たしているか否かにかかわらず、後の離職票の離職理由を判定した上で、原則として離職の日以前2年間（受給資格に係る離職理由が特定理由離職者又は特定受給資格者に該当する場合は2年間又は1年間）について、順次遡って被保険者期間が12か月（受給資格に係る離職理由が特定理由離職者又は特定受給資格者に該当する場合は12か月又は6か月）となるまで通算することとする。

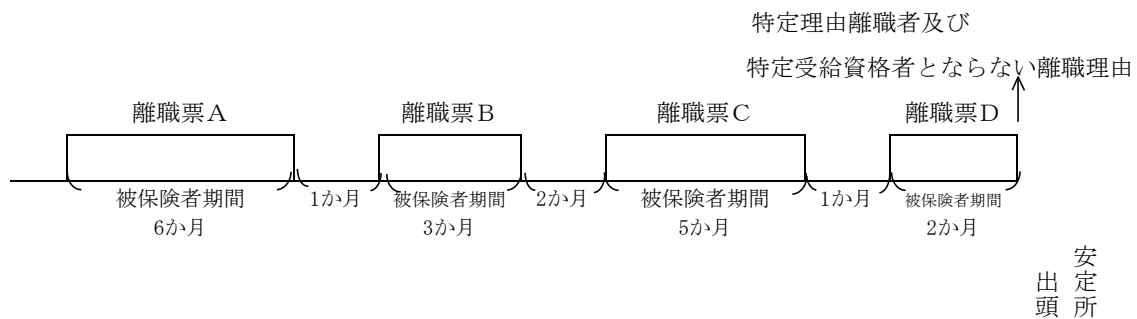
ロ 3枚以上の離職票を提出した者についても、上記イと同様、最後の離職票に係る離職理由を判定した上で順次遡って通算する（例示1～2参照）。

〔例示 1〕



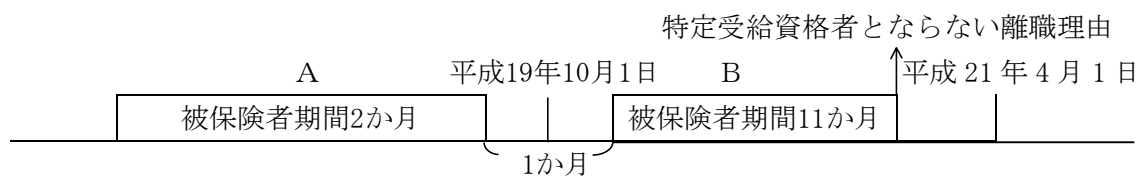
離職票 D 及び 離職票 C により受給資格の決定を行う。

〔例示 2〕



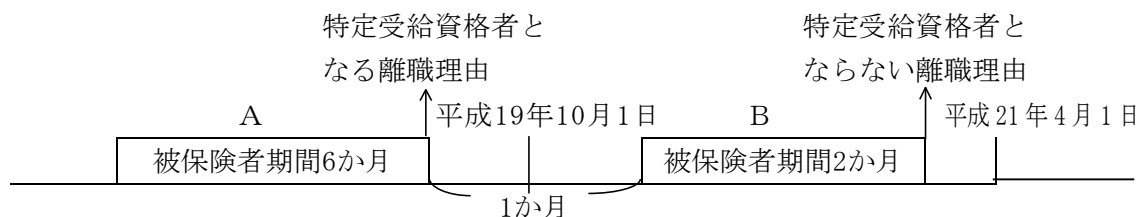
離職票 D → 離職票 C → 離職票 B → 離職票 A と順次通算して受給資格の決定を行う。

〔例示 3〕



離職票 B と 離職票 A により受給資格の決定を行う。

〔例示 4〕



まず離職票Bにより判断するが、受給資格がないため、平成19年改正法附則第3条の経過措置により離職票Aにより受給資格の決定を行う。

ハ また、直近の離職票に係る被保険者期間が短期間であること等の理由により、単独で被保険者期間が6か月又は12か月を満たす過去の離職票のみを提出した者については、当分の間は直ちに不正受給処分を行うことはせず、直近の離職票の提出を求めること。

なお、直近の離職票の被保険者であった期間が15日未満の場合は、2番目に新しい離職票に基づき受給資格の決定を行うこととする。

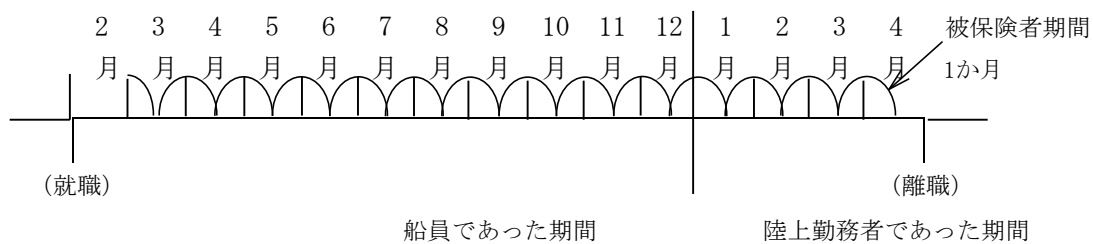
ただし、出向元への復帰により出向元における直近の離職票の被保険者であった期間が15日未満の場合は、離職理由のみ直近の離職票に基づき受給資格の決定を行うとともに、その他の要件については、被保険者期間等証明票と2番目に新しい離職票において受給資格の決定を行うこととする。

ニ 一般被保険者としての離職票、高年齢被保険者としての離職票及び短期雇用特例被保険者としての離職票をあわせて2枚以上の離職票により受給資格を決定した者については、資格決定に係る最後の離職票が、一般の離職票である場合には、一般の受給資格者となり、高年齢の離職票である場合には高年齢受給資格者となり、短期の離職票である場合には特例受給資格者となる。

ホ 被保険者期間等証明票と離職票を提出した者については、離職票単独で受給資格を満たしている場合は当該離職票により受給資格の決定を行い、離職票単独では受給資格を満たしていない場合は、被保険者期間等証明票と離職票に基づいて受給資格の決定を行う。

50105(5) 船員であった者が陸上勤務者（陸上勤務者であった者が船員）になった後に離職した場合の被保険者期間の算定方法

雇用保険の被保険者であった期間のうち、喪失日（離職日の翌日）又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保険者であった期間内にある日（応答する日がない場合はその月の末日）の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼった期間を1か月として計算することになるが、雇用形態が船員であった被保険者であった者が、同一事業主のもとで1日の空白もなく陸上勤務者となった場合における被保険者期間の算定については、取得時より陸上勤務者であったものとみなした上で（雇用形態が陸上勤務者であった者が、同一の事業主のもとで1日の空白もなく船員となった場合における被保険者期間の算定については、取得時より船員であったものとみなした上で）、さかのぼって被保険者期間を算定する。



50106 (6) 日雇の受給資格調整に伴う賃金支払基礎日数の取扱い

日雇労働被保険者が、2月の各月において18日以上同一の事業主の適用事業に雇用され、その翌月以後に離職した場合は、法第56条第1項の規定によってその2月を法第14条に規定する被保険者期間として計算することができるが(90801～90850 参照)、その2月の各月の賃金支払の基礎となる日数は、各月ごとの雇用保険印紙の貼付枚数による。

また、日雇労働被保険者が、同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用され、その雇用が31日以上継続するに至った日以後に離職した場合は、法第56条の2第1項の規定によって、その者の日雇労働被保険者であった期間を法第14条に規定する被保険者期間の計算において被保険者であった期間とみなすことができるが(90801～90850 参照)、その期間の賃金支払の基礎となる日数は、雇用保険印紙の貼付枚数による。

50107 (7) 日雇の受給資格調整を受けた者の受給資格の決定

法第56条第1項又は法第56条の2第1項の規定による受給資格の調整の措置の適用を受けた旨の申出のあった者について、受給資格の決定を行う場合は、次に留意する(90804 参照)。

イ その者が所持している受給資格の調整を受けた旨の記録のある日雇労働被保険者手帳の提出を求め、受給資格の調整を受けた結果、法第56条第1項の規定により被保険者期間として計算できる年月又は法第56条の2第1項の規定により被保険者であった期間とみなせる期間について確認する。

ロ 提出された日雇労働被保険者手帳の記録事項について不審のあった場合又は手帳を紛失したため提出できない等受給資格の調整を行うため、その事実の確認ができない場合は、受給資格の調整の申出をした者に、氏名、生年月日、受給資格の調整を受けた年月日、安定所名、受給資格の調整措置を受ける年月及び当該措置を受けるに至った事業所の所在地、名称を聴取し、速やかに当該措置の確認を行った安定所に対し、必要事項の確認を文書により求める。

ハ 受給資格の調整を行い得ると確認できるときは、適宜の用紙に次の事項を記載して離職票の裏面に貼付しておく。

- (イ) 受給資格の調整を受け得る旨の確認を行った年月日及び安定所名並びに提出された手帳の交付番号及び交付安定所名
- (ロ) 法第56条第1項によって被保険者期間として計算できる年月又は法第56条の2第1項によって被保険者であった期間とみなした期間
- (ハ) 法第56条第1項によって被保険者期間として計算できる年月別に貼付された雇用保険印紙の種類別枚数、又は法第56条の2第1項によって被保険者であった期間とみなした期間について

- て、賃金月（50601 イ参照）別に貼付された雇用保険印紙の種類別枚数
- (ニ) 50701 によって計算して得た当該月又は当該賃金月に支払われたとする賃金額

50108 (8) 船員に係る被保険者期間の通算（船員保険制度の雇用保険への統合に伴う経過措置）

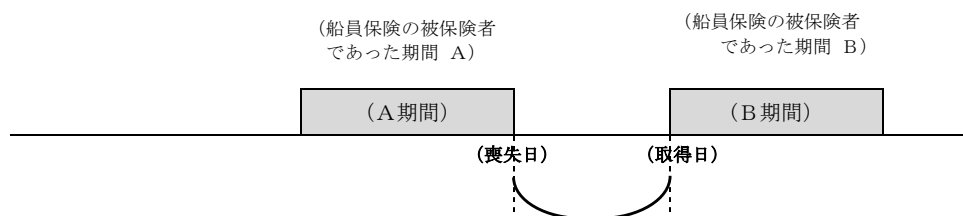
イ 平成 22 年 1 月 1 日より船員保険制度（失業部門）が雇用保険制度に統合されることに伴い、経過措置として、施行日（平成 22 年 1 月 1 日）の前日において「旧船員保険法の規定による被保険者であった者」については、施行日に雇用保険の被保険者資格を取得するとされており（19 年改正法附則第 35 条及び第 36 条）、これにより雇用保険の被保険者資格を取得した者については、施行日前の「船員保険の被保険者であった期間」は「雇用保険の被保険者であった期間」とみなすこととされている（19 年改正法附則第 37 条）。

また、施行日前に船員保険の被保険者であったことがある者が、施行日以後に雇用保険の被保険者資格を取得した場合において、当該雇用保険被保険者資格を取得した日の直前の「船員保険の被保険者資格を喪失した日（離職日の翌日）」が「当該雇用保険被保険者資格を取得した日」前 1 年の期間内にあるときは、施行日前の「船員保険の被保険者であった期間」は「雇用保険の被保険者であった期間」とみなすこととされている（雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 21 年政令第 296 号。以下「21 年政令」という。）附則第 60 条）。

ただし、上記の場合（19 年改正法附則第 37 条、または 21 年政令附則第 60 条により「雇用保険の被保険者であった期間」とみなす場合）において、以下に該当する「船員保険の被保険者であった期間」については、「雇用保険の被保険者であった期間」とはみなさないで留意すること（21 年政令附則第 46 条第 1 号から第 3 号及び附則第 60 条第 1 号から第 3 号）。

- (イ) 船員保険において被保険者である期間（旧船員保険法における「被保険者タリシ期間」）とされない期間（旧船員保険法第 33 条の 3 第 4 項各号に該当するもの）
- (ロ) 「施行日前の船員保険の被保険者であった期間」に係る被保険者資格を取得した日の直前の「船員保険の被保険者の資格を喪失した日」が当該船員保険の被保険者資格を取得した日前 1 年の期間内にないときは、当該直前の船員保険の被保険者資格を喪失した日前の船員保険の被保険者であった期間

【施行日（平成 22 年 1 月 1 日）】



※ 「船員保険の被保険者であった期間」の間をみた場合に、この間が 1 年超の場合は、（A 期間を含め）A 期間以前の「船員保険の被保険者であった期間」は「雇用保険の被保険者であった期間」とはみなさない。

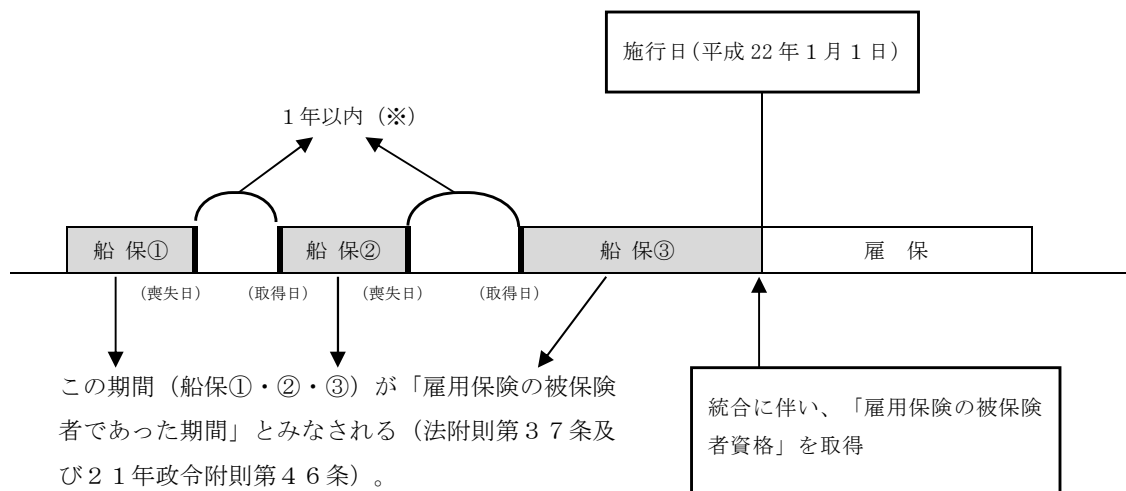
- (ハ) 船員保険における失業保険金の支給を受けたことがある者については、当該失業保険金を受けることができる資格に係る離職の日以前の被保険者であった期間

なお、暦月の12月をもって1年、暦日の30日をもって1月とする。

上記のとおり、「雇用保険の被保険者であった期間」とみなされる「船員保険の被保険者であった期間」については、以下の例示1～3を参照すること。

また、船員についての被保険者であった期間については、取得日、離職日も含め、システムにより、船員保険被保険者台帳照会（ハローワークシステム業務処理要領（以下「センター要領」という。）第12「船員被保険者台帳関係」参照）を行い確認すること。

〔例示 1〕 施行日の前日において船員保険の被保険者であった者の場合



(※) : 「船保③の取得日」の直前の船員保険の被保険者資格を喪失した日 (船保②の喪失日 (船保②の離職日の翌日)) が当該被保険者資格を取得した日 (船保③の取得日) 前の 1 年以内であり、また、「船保②の取得日」の直前の船員保険の被保険者資格を喪失した日 (船保①の喪失日) が「船保②の取得日」前の 1 年以内であるため、施行日以前の「船員保険の被保険者であった期間」 (船保①・②・③) は「雇用保険の被保険者であった期間」とみなされる (21 年政令附則第 46 条第 2 号 (上記イ(ロ)参照))。

(※ 1) 「船保③－船保②」間が 1 年超の場合

⇒ 船保①・②は「雇用保険の被保険者であった期間」とみなされず、船保③のみが「雇用保険の被保険者であった期間」とみなされる。

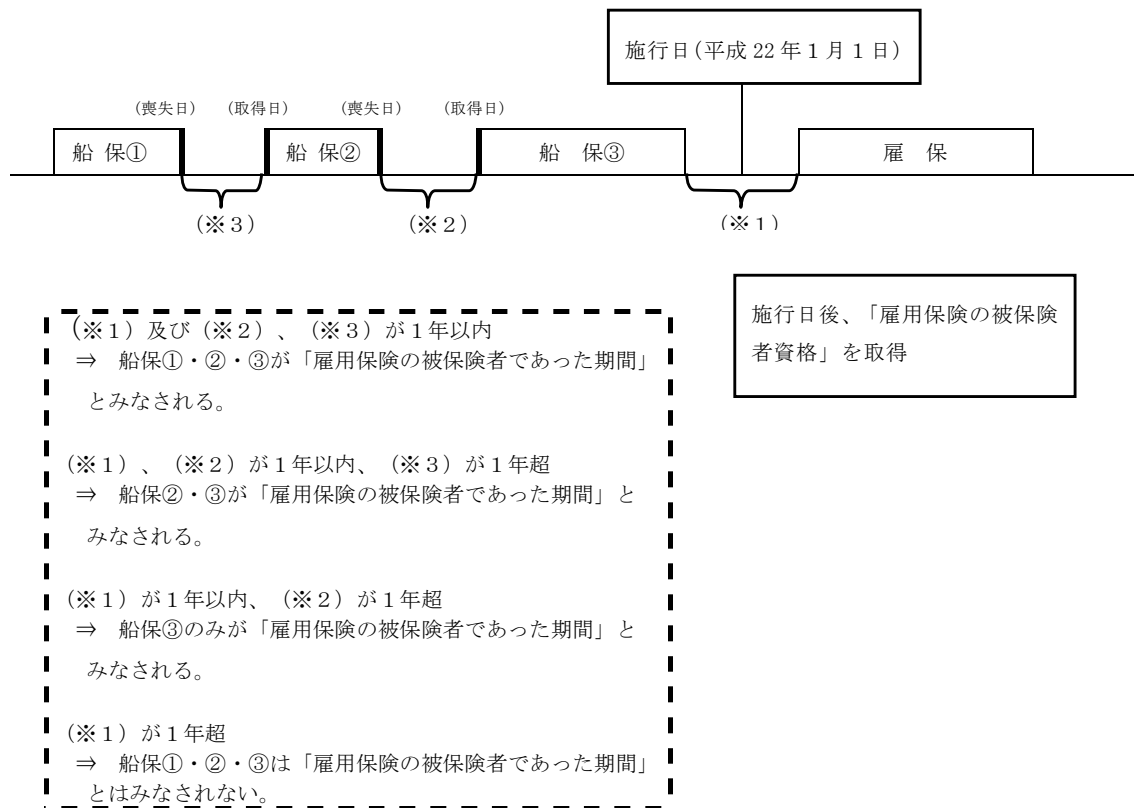
(※ 2) 「船保②－船保①」間が 1 年超 (「船保③－船保②」間が 1 年以内) の場合

⇒ 船保①は「雇用保険の被保険者であった期間」とみなされず、船保②・③が「雇用保険の被保険者であった期間」とみなされる。

※ (船保) : 船員保険の被保険者であった期間を示す。
(雇保) : 雇用保険の被保険者であった期間を示す。

※ **網掛け** は、「雇用保険の被保険者であった期間」とみなされる期間。

〔例示 2〕 施行日前に船員保険の被保険者であったことがある者が、施行日以後に雇用保険の被保険者資格を取得した場合



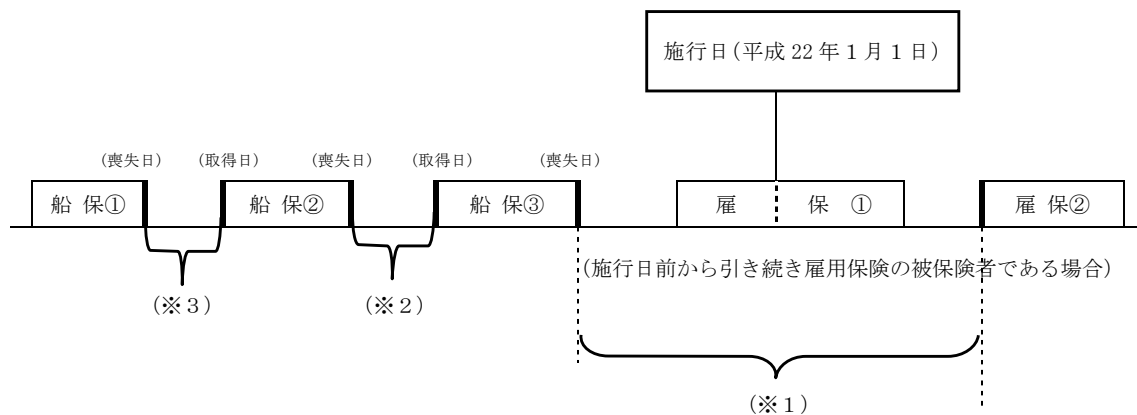
(※1) : この期間が 1 年以内である場合は、施行日 (平成 22 年 1 月 1 日) 以前の「船員保険の被保険者であった期間」は「雇用保険の被保険者であった期間」とみなされる (21 年政令附則第 60 条)。

(※2 及び ※3) : 上記※1 により「雇用保険の被保険者であった期間」とみなす場合において、「施行日前の船員保険の被保険者であった期間」に係る被保険者資格を取得した日の直前の「船員保険の被保険者の資格を喪失した日」が当該船員保険の被保険者資格を取得した日前 1 年の期間内にない場合は、当該直前の船員保険の被保険者資格を喪失した日以前の被保険者であった期間は、「雇用保険の被保険者であった期間」とみなす期間から除外される (21 年政令附則第 60 条第 2 号 (上記イ (ロ) 参照))。

(※2) : 「船保②の喪失日」が「船保③の取得日」前 1 年以内でない場合、船保①・②は「雇用保険の被保険者であった期間」にみなされない。

(※3) : 「船保①の喪失日」が「船保②の取得日」前 1 年以内でない場合、船保①は「雇用保険の被保険者であった期間」にみなされない。

〔例示 3〕 施行日前から雇用保険の被保険者であった者の場合



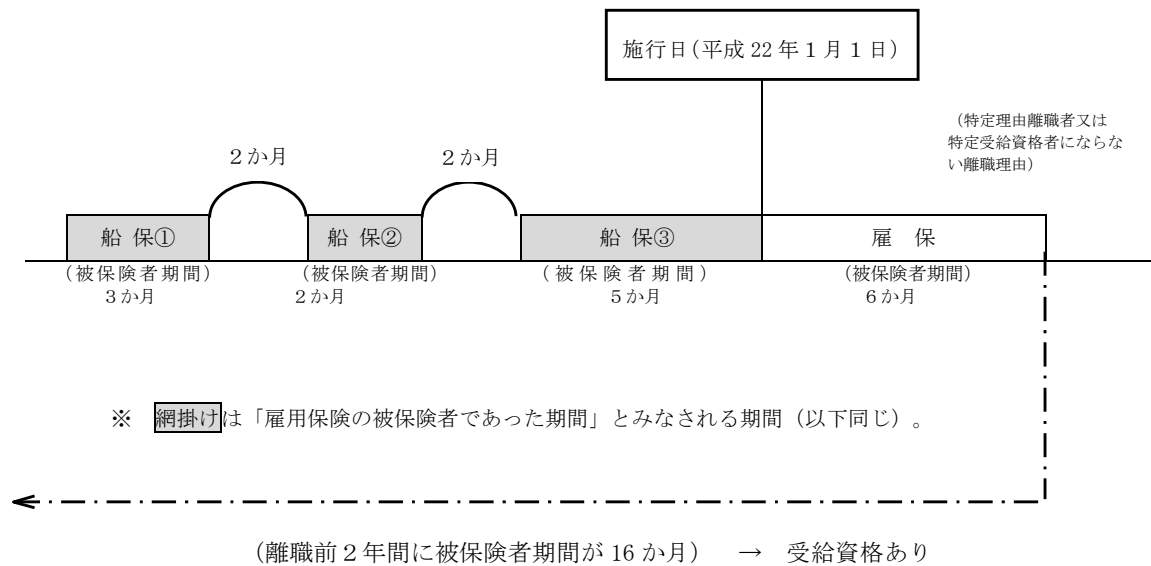
- (※1) 及び (※2)、(※3) が 1 年以内
⇒ 船保①・②・③が「雇用保険の被保険者であった期間」とみなされる。
- (※1)、(※2) が 1 年以内、(※3) が 1 年超
⇒ 船保②・③のみが「雇用保険の被保険者であった期間」とみなされる。
- (※1) が 1 年以内、(※2) が 1 年超
⇒ 船保③のみが「雇用保険の被保険者であった期間」とみなされる。
- (※1) が 1 年超
⇒ 船保①・②・③は「雇用保険の被保険者であった期間」とはみなされない。

(※1) : この期間が 1 年以内である場合は、施行日（平成 22 年 1 月 1 日）以前の「船員保険の被保険者であった期間」は「雇用保険の被保険者であった期間」とみなされる（21 年政令附則第 60 条）。

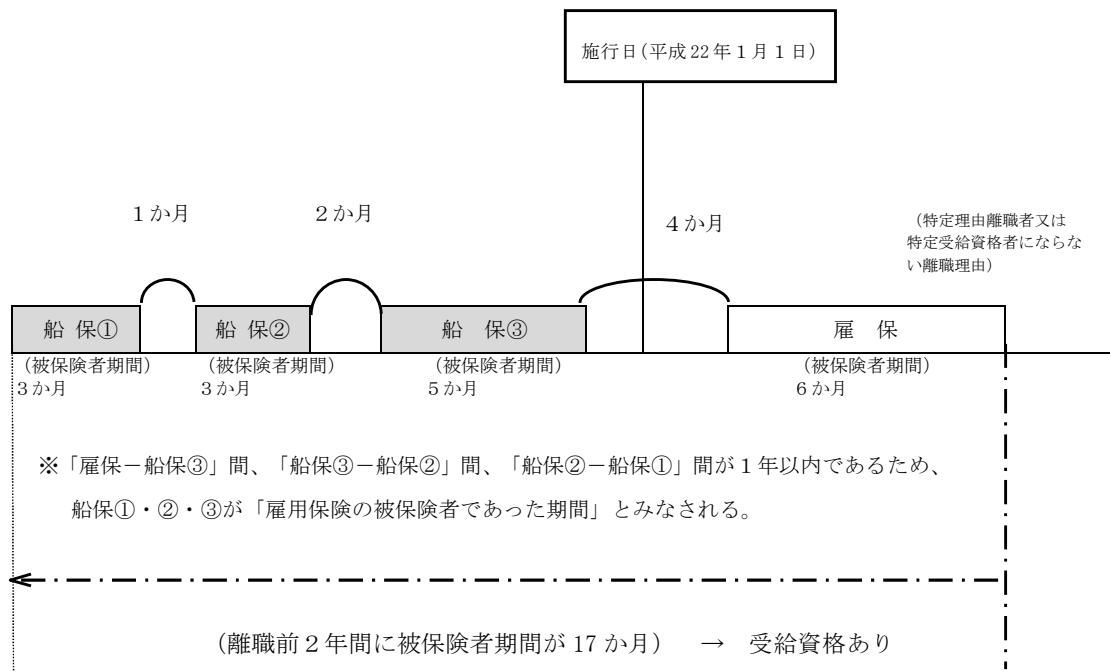
(※2 及び ※3) : 上記※1 により「雇用保険の被保険者であった期間」とみなす場合において、「施行日前の船員保険の被保険者であった期間」に係る被保険者資格を取得した日の直前の「船員保険の被保険者の資格を喪失した日」が当該船員保険の被保険者資格を取得した日前 1 年の期間内にない場合は、当該直前の船員保険の被保険者資格を喪失した日前の被保険者であった期間は、「雇用保険の被保険者であった期間」とみなす期間から除外される（考え方は上記の例示 2 と同じ）。（21 年政令附則第 60 条第 2 号（上記イ（ロ）参照））。

ロ 上記のとおり、「船員保険の被保険者であった期間」を有する者について、受給資格決定を行うに当たっては、上記に従い、「雇用保険の被保険者であった期間」とみなされる期間を確認・確定した上で、50103～50104 により被保険者期間を計算、通算するものとする（以下例示参照）。

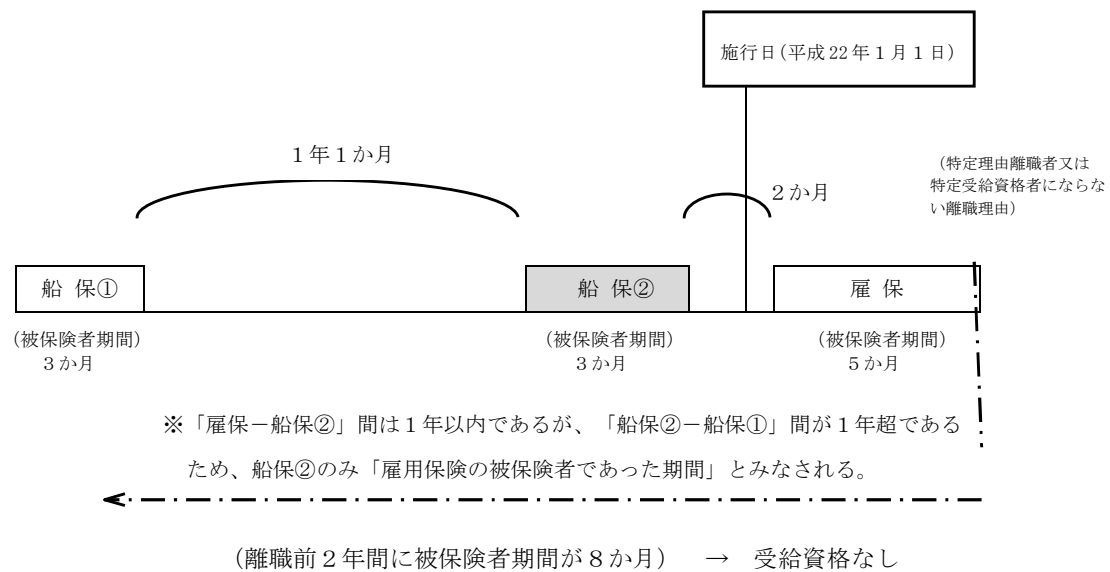
〔例示 1〕 施行日の前日において船員保険の被保険者であった者の場合



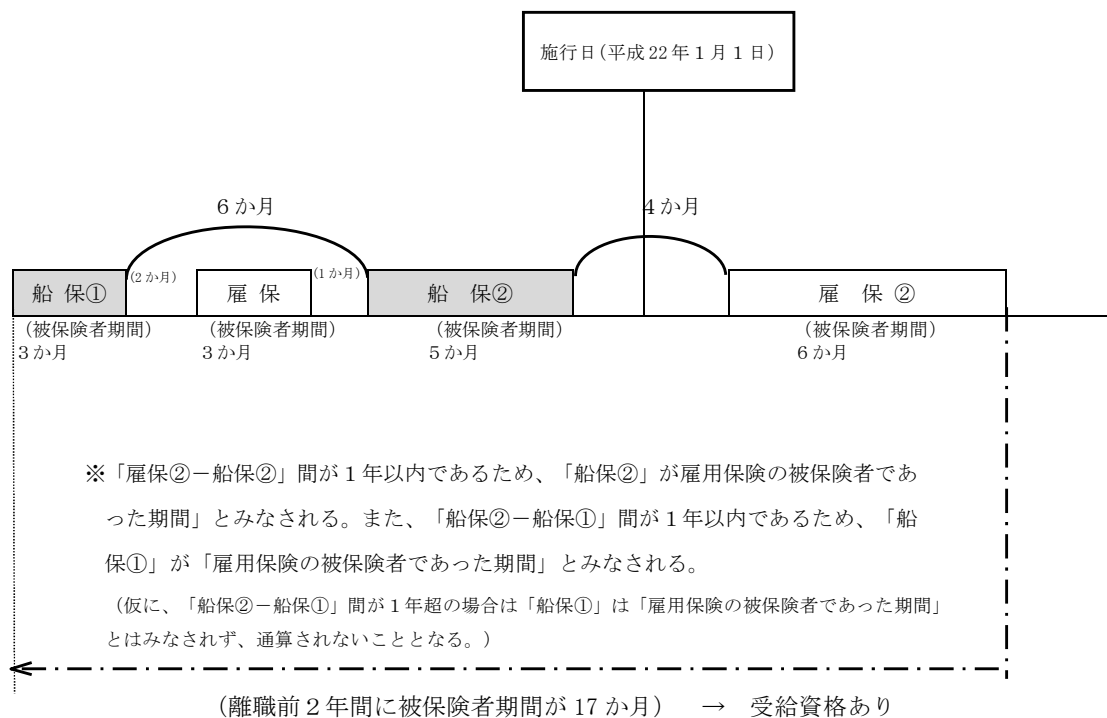
〔例示 2－1〕 施行日の前日において船員保険の被保険者でなかった場合



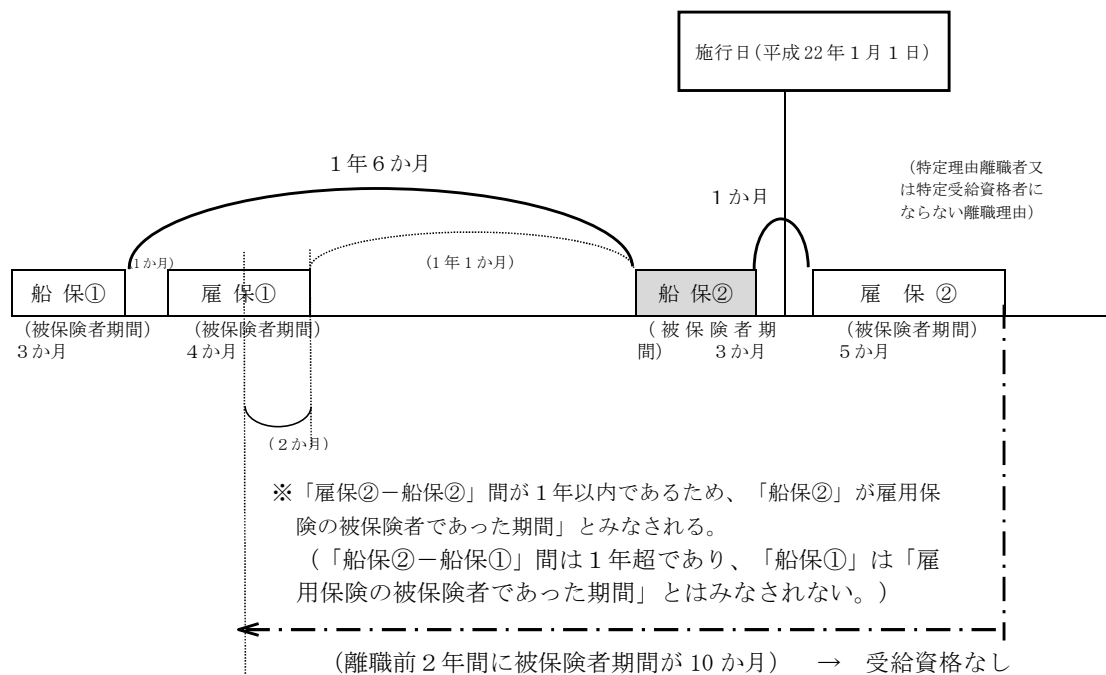
〔例示 2－2〕 施行日の前日において船員保険の被保険者でなかった場合



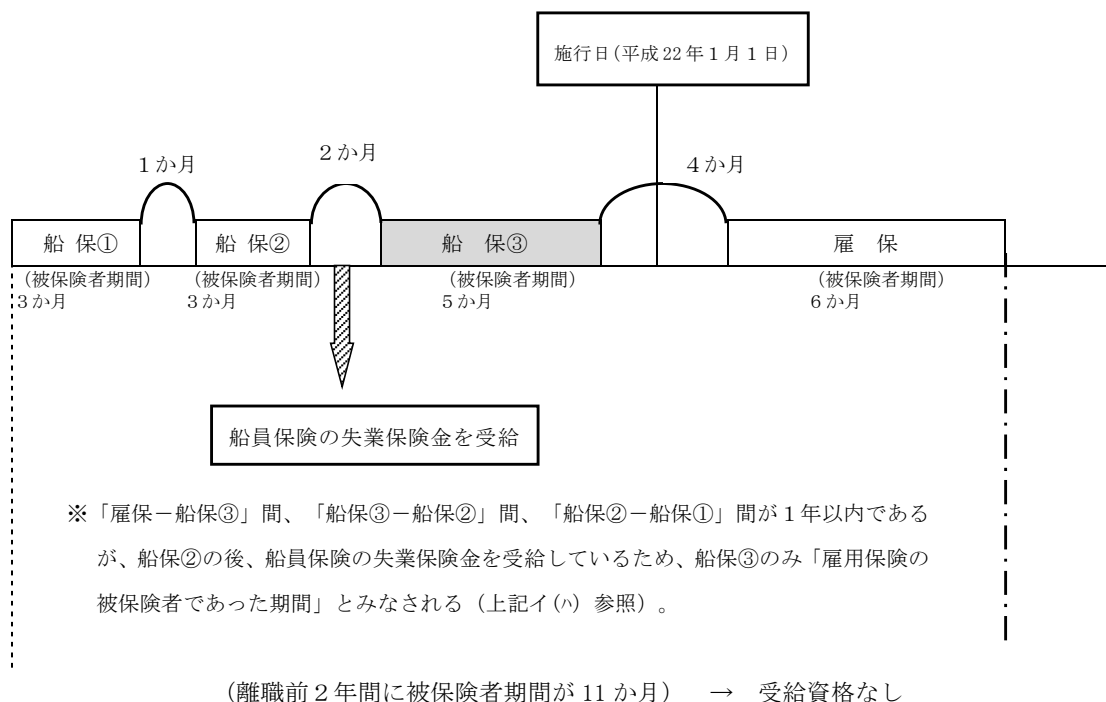
〔例示 2－3〕 施行日の前日において船員保険の被保険者でなかった場合



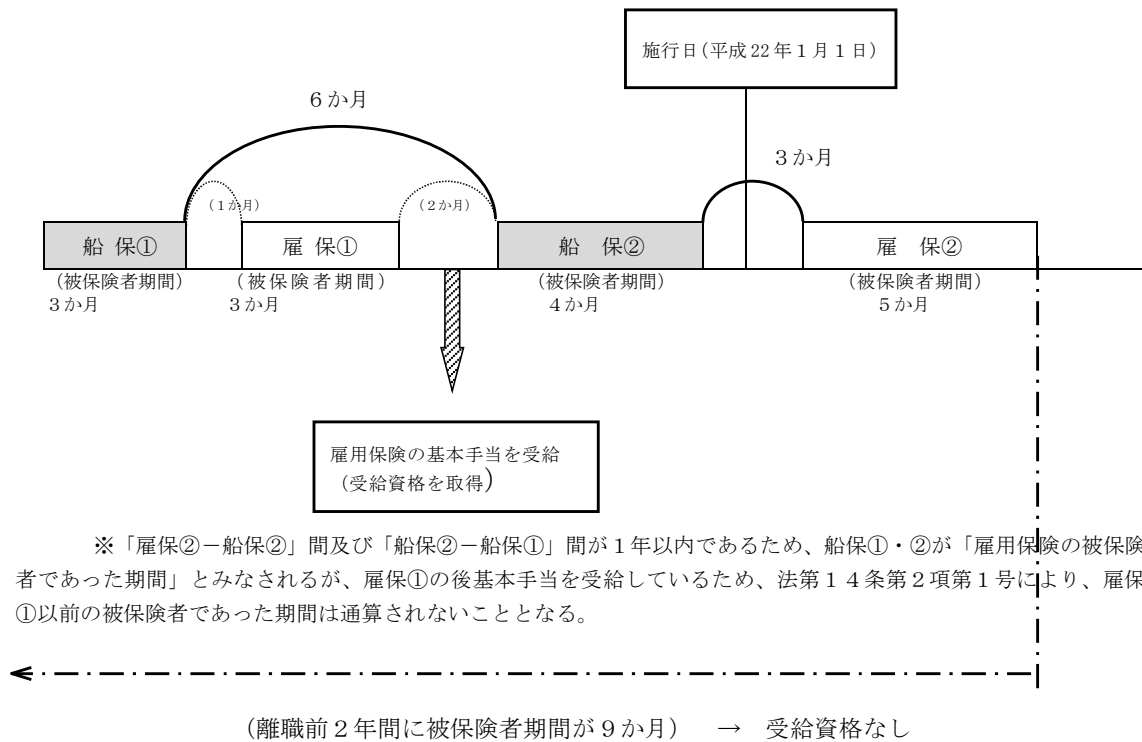
〔例示 2－4〕 施行日の前日において船員保険の被保険者でなかった場合



〔例示 2－5〕 施行日の前日において船員保険の被保険者でなかった場合

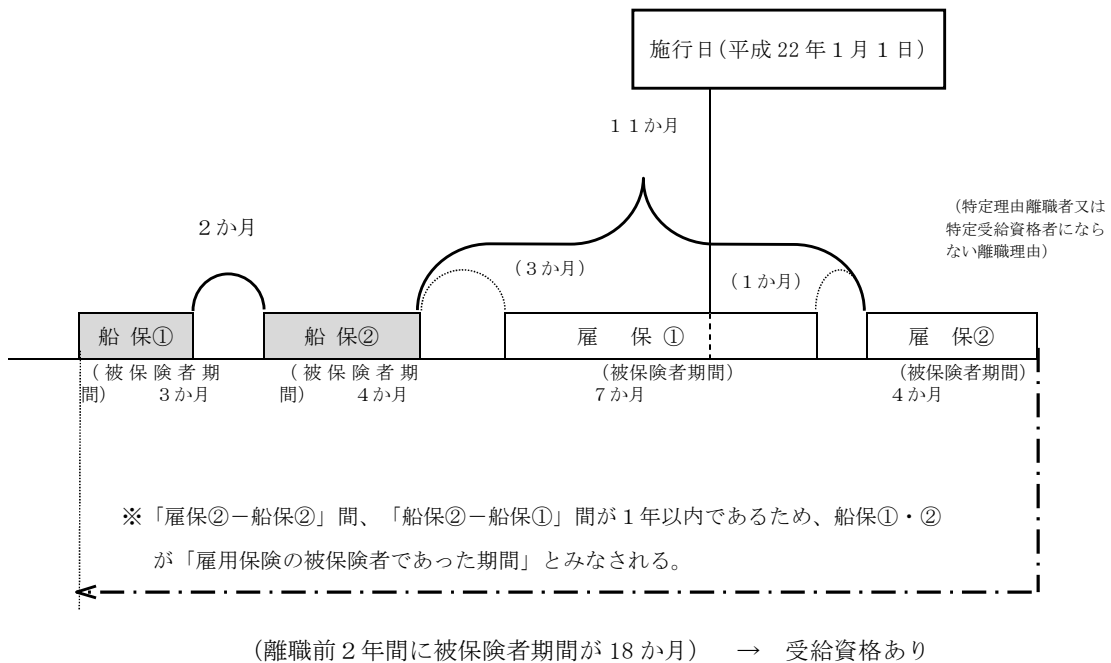


〔例示 2－6〕 施行日の前日において船員保険の被保険者でなかった場合



※「雇保②－船保②」間及び「船保②－船保①」間が 1 年以内であるため、船保①・②が「雇用保険の被保険者であった期間」とみなされるが、雇保①の後基本手当を受給しているため、法第 14 条第 2 項第 1 号により、雇保①以前の被保険者であった期間は通算されないこととなる。

〔例示 3〕 施行日前から雇用保険の被保険者であった者の場合



※「雇保②－船保②」間、「船保②－船保①」間が 1 年以内であるため、船保①・②が「雇用保険の被保険者であった期間」とみなされる。

50151—50200 2 算定対象期間及び受給要件の緩和

50151 (1) 概要

被保険者期間の算定対象期間は、原則として、離職の日以前 2 年間（受給資格に係る離職理由が特定理由離職者又は特定受給資格者に該当する場合は 2 年間又は 1 年間）（以下「原則算定対象期間」という。）であるが、当該期間に疾病、負傷その他一定の理由により引き続き 30 日以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を原則算定対象期間に加算した期間（最大限 4 年間）について被保険者期間を計算する（法第 13 条第 1 項）。

この算定対象期間の延長措置を「受給要件の緩和」という。

50152 (2) 受給要件の緩和が認められる理由

受給要件の緩和が認められる理由は次のとおりである（法第 13 条、則第 18 条）。

イ 疾病又は負傷

この場合の疾病又は負傷は業務上、業務外の別を問わない。

ロ 事業所の休業

事業所の休業により労働者が賃金の支払を受けることができない場合とは、事業主の責めに帰すべき理由以外の理由による事業所の休業による場合である。事業主の責めに帰すべき理由による場合には、労働基準法の規定により休業手当の支払が行われることとなるので、たとえその休業手当の支払が未支払になっても、賃金の支払を受けることができなかった場合に該当しない。

ハ 出産

出産は妊娠 4 か月以上（1 か月は 28 日として計算する。したがって、4 か月以上というのは 85 日以上のことである。）の分娩とし、生産、死産、人工流産を含む流産、早産を問わない。

出産は本人の出産に限られる。

出産のために欠勤したと認められる期間は、通常は、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）前の日以後出産の翌日から 8 週間を経過する日までの間である。

また、船員については、「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては 14 週間）前の日以後」を「本人が妊娠のために職業に就き得ない旨を申し出た日以後」とし、「本人が妊娠のために職業に就き得ない旨を申し出た日以後出産の翌日から 8 週間を経過する日までの間」を、出産のため欠勤したと認められる期間とする。

なお、労働協約により出産を理由とする休業期間中の解雇制限条項が設けられており、解雇制限期間が出産前について 6 週間以上、出産後については出産の日の翌日から 8 週間以上となっている場合は、その期間を出産のため欠勤した期間として差し支えない。

ニ 事業主の命による外国における勤務

事業主の命による外国における勤務とは、いわゆる海外出向と称されるもので、事業主との間に雇用関係を存続させたまま、事業主の命により一定の期間海外にあるわが国の雇用保険の適用されない事業主のもとで雇用されるような場合である。

ホ 官民人事交流法第 2 条第 4 項第 2 号に該当する交流採用（以下「雇用継続交流採用」という。）

ヘ イからホまでに掲げる理由に準ずる理由で、管轄安定所長（則第 54 条の規定に基づき、求職者給付に関する事務が委嘱された場合は、当該委嘱を受けた安定所長。）がやむを得ないと認めるもの

これに該当すると思われるものについては、本省に照会する。

なお、次の場合は、イからホまでに掲げる理由に準ずる理由として取り扱う。

- (イ) 同盟罷業、怠業、事業所閉鎖等の争議行為
これは、労働関係調整法第7条にいう争議行為である。
- (ロ) 事業主の命による他の事業主のもとにおける勤務
これは、次の場合をいう。
 - a 暫定任意適用事業所（任意加入の許可を受けたものを除く。）への出向
 - b 取締役としての出向
 - c 国、都道府県、市町村等の機関へ公務員としての出向
- (ハ) 労働組合の専従職員としての勤務
これは、在籍専従職員についてのみである。
- (ニ) 親族の疾病、負傷等により必要とされる本人の看護
親族とは、民法第725条に規定する親族、すなわち、6親等以内の血族、配偶者及び3親等以内の姻族をいう。なお、親族の配偶者についてはこれに準じるものと取り扱う。
負傷等には、心身障害及び老衰が含まれる。
- (ホ) 育児
この場合の育児とは、3歳未満の子の育児とする。
- (ヘ) 配偶者の海外勤務に同行するための休職
この場合、内縁の配偶者を含む。

50153 (3) 受給要件の緩和が認められる日数

イ 50152の受給要件の緩和が認められる理由により、原則算定対象期間において引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった被保険者について、当該期間に加えることのできる日数は、当該理由により、賃金の支払を受けることができなかった期間（原則算定対象期間内の期間に限らない。）の日数であり、その期間が原則算定対象期間に2回以上ある場合はその合計日数である。

ただし、算定対象期間が4年間を超えることはないので、この加えることのできる日数の限度は

- (イ) 受給資格に係る離職理由が特定理由離職者又は特定受給資格者に該当する場合は、離職の日以前1年間に3年間を加算できる。
- (ロ) 受給資格に係る離職理由が特定理由離職者及び特定受給資格者に該当しない場合又は被保険者期間が12か月で特定理由離職者又は特定受給資格者に該当する場合は、離職の日以前2年間に2年間を加算できる。

また、異なる2以上の理由により、引き続き30日以上賃金の支払を受けることができなかった場合であってもその期間の日数を加算できる。

ロ 賃金の支払を受けることができなかった日数は、30日以上継続することを要し、断続があってはならない。

ただし、この例外として、当該中断した期間が途中で中断した場合であって、以下の(イ)～(ハ)いずれにも該当する場合は、これらの期間の日数をすべて加算することができる。

- (イ) 離職の日以前2年間又は1年間において、50152の受給要件の緩和が認められる理由により賃金の支払を受けることができなかった期間があること。
- (ロ) 同一の理由により賃金の支払を受けることができなかった期間と途中で中断した場合の中断した期間との間が30日未満であること。

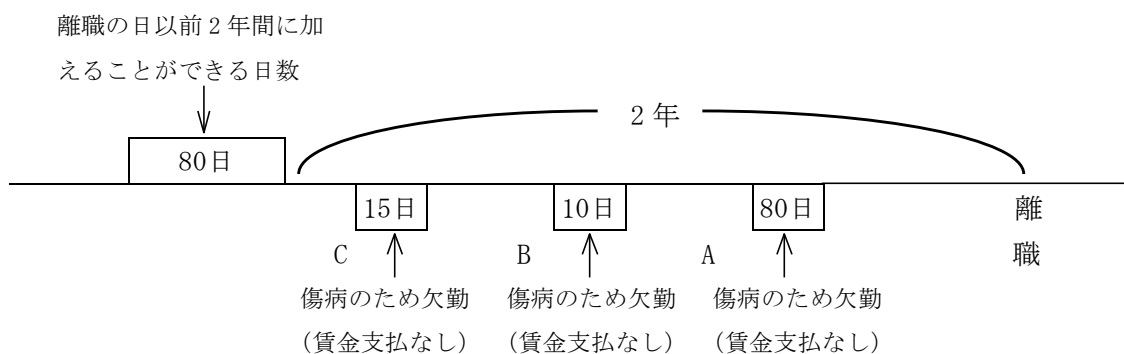
なお、上記(イ)の期間以外である当該期間についても、30 日以上であることを必要とせず、30 日未満であってもその対象となり得るものである。

- (ハ) 上記(ロ)の各期間の賃金の支払を受けることができなかった理由は、同一のものが途中で中断したものであると判断できるものであること。

疾病又は負傷による場合は、再発等前後に因果関係のあることが医師の診断書等により確認されるもの、出産又は育児については同一の子に係るもの、親族の疾病、負傷等により必要とされる本人の看護については、同一の親族に係るものがこれに該当する。

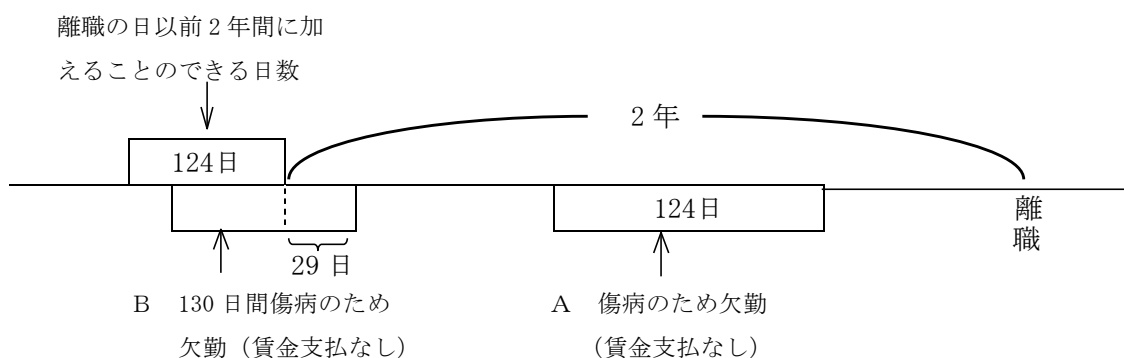
ハ 原則算定対象期間に加えることができる日数を例示すると、次のとおりである。

〔例示〕 1 受給資格に係る離職理由が特定理由離職者及び特定受給資格者に該当しない場合



A、B、Cが全く同一の理由であって、AとB及びBとCの間が30日未満である場合には、要件緩和の日数に加えることができる（例示1の場合は合計105日）。

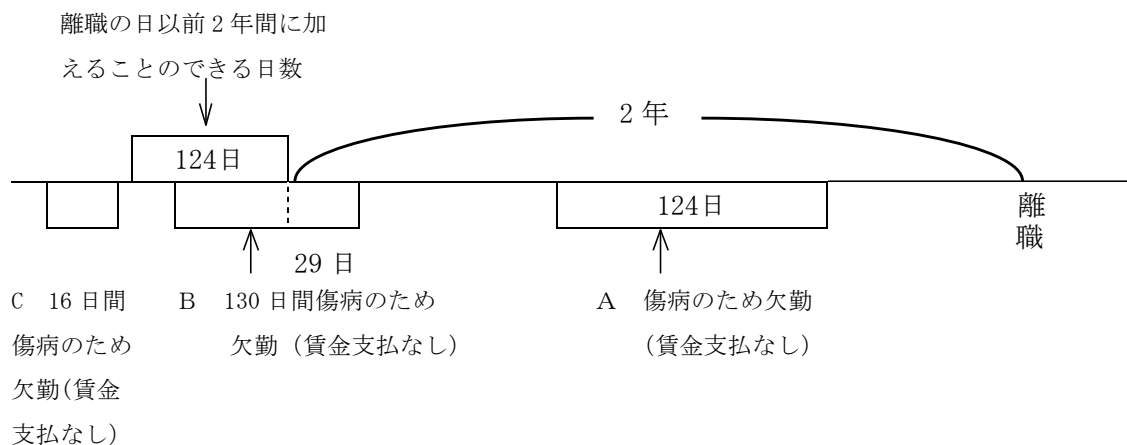
〔例示〕 2 受給資格に係る離職理由が特定理由離職者及び特定受給資格者に該当しない場合



Bの130日間の傷病期間は、離職の日以前2年間に含まれる日数が30日未満であるため加えることができない。

ただし、AとBが全く同一の理由であって、AとBの間が30日未満である場合には、要件緩和の日数に加えることができる（例示2の場合は合計254日）。

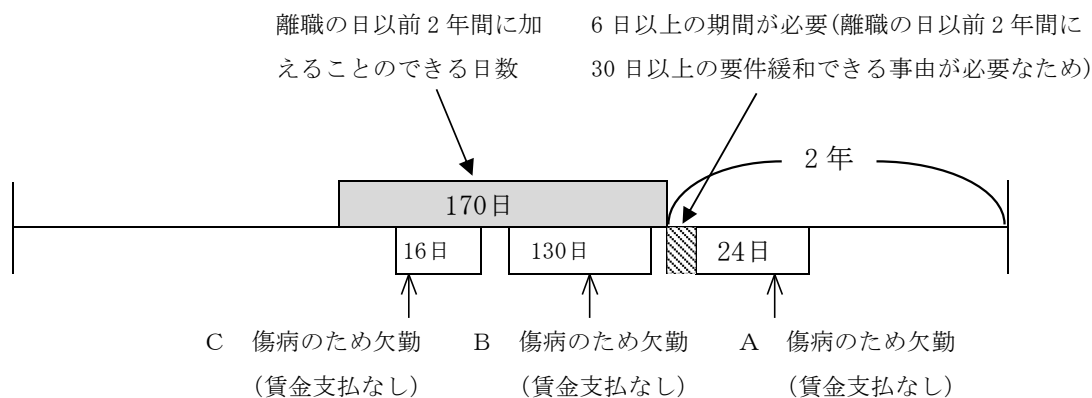
〔例示〕 3 受給資格に係る離職理由が特定理由離職者及び特定受給資格者に該当しない場合



B及びCの期間は、離職の日以前2年間に含まれる日数が30日以上でないため加えることができない。

ただし、AとBとCが全く同一の理由であって、AとB及びBとCとの間が30日未満である場合には、要件緩和の日数に加えることができる（例示3の場合は合計270日）。

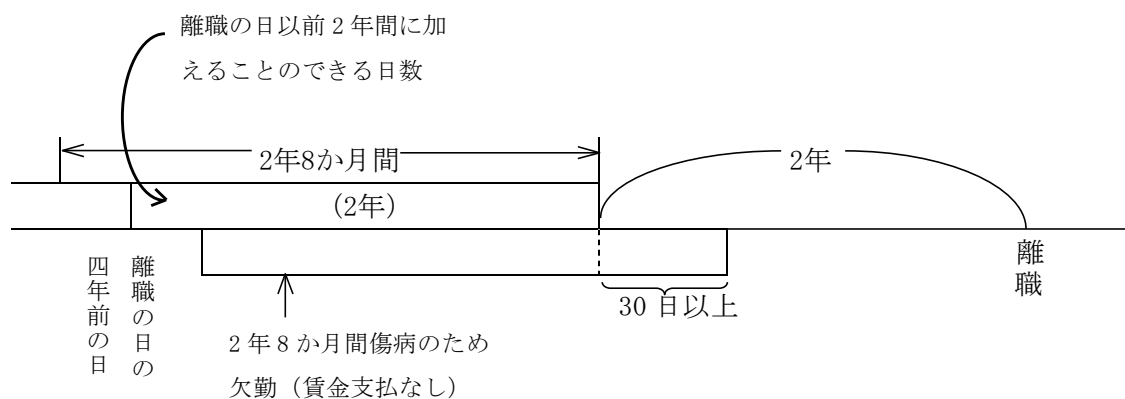
〔例示〕 4 受給資格に係る離職理由が特定理由離職者及び特定受給資格者に該当しない場合



Aの24日間の傷病期間は、離職の日以前2年間に含まれる日数が30日未満であるため加えることができない。

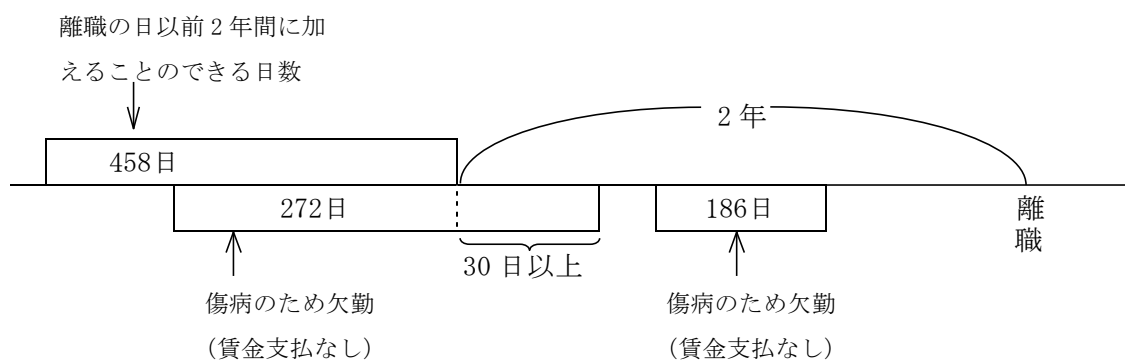
ただし、AとBとCが全く同一の理由であって、AとB及びBとCの間が30日未満である場合には、要件緩和の日数に加えることができる（例示4の場合は合計170日）が、AとBの間が30日以上である場合には、BとCの間が30日未満であっても要件緩和の日数に加えることができないので注意する。

〔例示〕 5 受給資格に係る離職理由が特定理由離職者及び特定受給資格者に該当しない場合

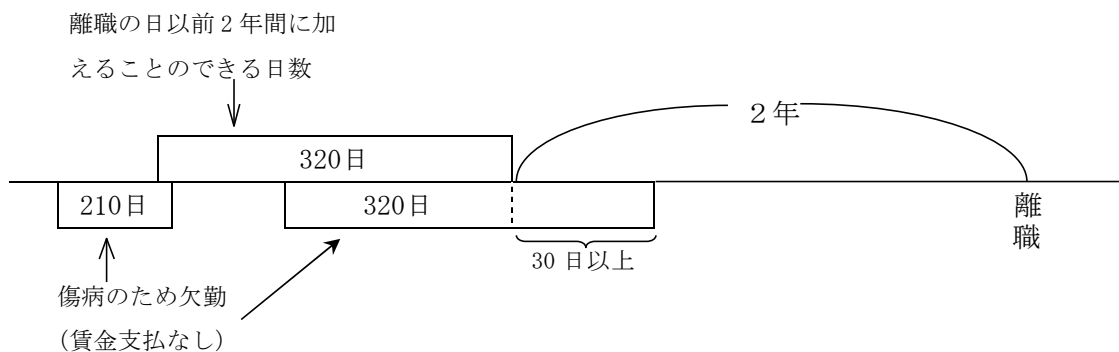


病気のため欠勤した2年8か月間のうち、2年間のみ、2年に加えることができる。

〔例示〕 6 受給資格に係る離職理由が特定理由離職者及び特定受給資格者に該当しない場合



〔例示〕 7 受給資格に係る離職理由が特定理由離職者及び特定受給資格者に該当しない場合



傷病により賃金の支払を受けることができない期間が引き続いていないので、離職の日以前2年間に含まれる部分のある方のみ、2年に加えることができる。

ただし、全く同一の理由であって、2つの期間の間が30日未満である場合には、要件緩和の日数に加えることができる（例示7の場合は合計530日）。

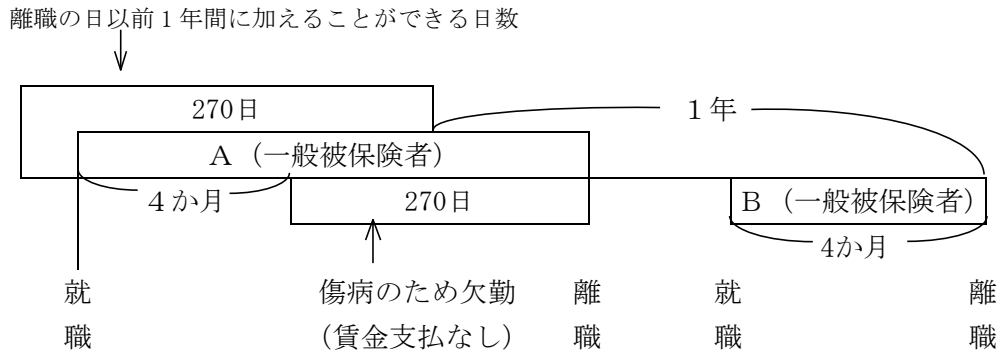
ニ 原則算定対象期間に加えることができる日数については、次の点に留意する。

- (イ) 傷病等により賃金の支払を受けることができなかった日数は、必ずしも傷病等の日数と一致しなくてもよい。受給要件の緩和を行い得るのは、その傷病等の理由と賃金を受けることができなかったこととの間に真に因果関係がある場合に限られることは当然である。
- (ロ) 賃金の主たる部分（いわゆる本給）が、労働した日若しくは時間により算定され、又は出来高払制その他の請負制によって定められている場合であって、傷病等により欠勤したために本給が支給されず家族手当等の月給的賃金のみが支給される場合については、当該家族手当等の支払があったことのみをもってしては、法第14条の「賃金の支払の基礎となった日数」に算入しないこととして取り扱われている（50103 ハ(ロ)参照）点から、当該家族手当等のみが支払われた期間は、法第13条の「賃金の支払を受けることができなかった日数」に算入する。

50154 (4) 2枚の離職票を提出した場合の受給要件の緩和

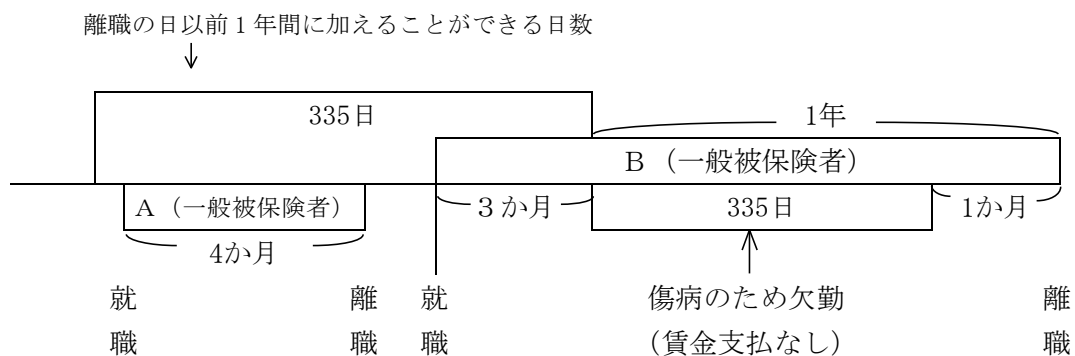
イ 2枚の離職票を提出した場合の受給要件の緩和は、前後の離職票が単独で受給資格を満たしているか否かにかかわらず、後の離職票の離職理由を判定した上で順次遡って通算する(50104 参照)。

〔例示〕1 受給資格に係る離職理由が特定理由離職者又は特定受給資格者に該当する場合



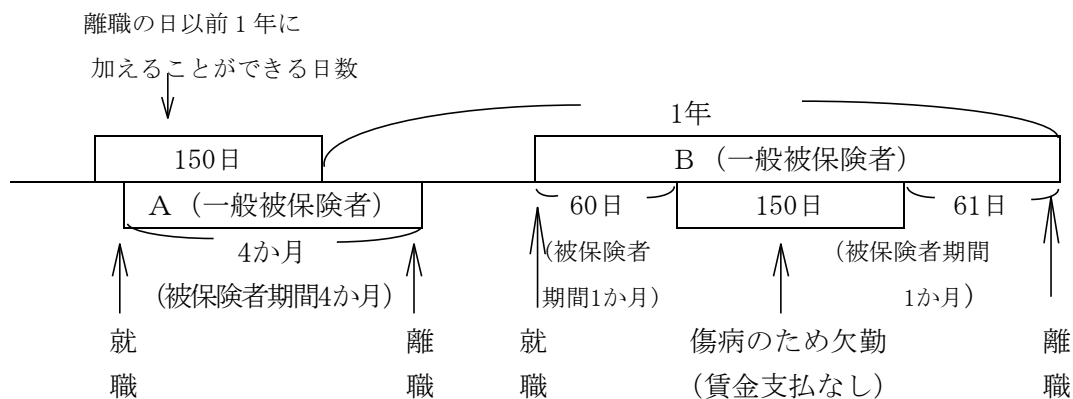
AとBの離職票により受給資格を決定する。

〔例示〕2 受給資格に係る離職理由が特定理由離職者又は特定受給資格者に該当する場合



AとBの離職票により受給資格を決定する。

〔例示〕 3 受給資格に係る離職理由が特定理由離職者又は特定受給資格者に該当する場合



AとBの離職票により受給資格を決定する。

50155 (5) 受給要件を緩和できる理由等の確認

受給要件の緩和を受けようとする場合には離職証明書（離職票－2）の⑬欄に、賃金の支払を受けなかった期間及び原因となった傷病名等その理由を記載することとなっているので（21454 イ(ニ)h 参照）、同欄に前記事項の記載がある離職証明書の提出を受けた安定所長は、必要に応じ、証明書等によってその期間、理由等を確認しなければならない（21502 ニ参照）。

50201—50250 3 受給資格の決定に伴う事務処理

50201 (1) 資格喪失の確認を受けていない場合の措置

安定所に出頭した者が、被保険者の資格の取得及び喪失の確認を受けておらず、したがって、離職票の提出ができない場合は、受給資格の決定ができないこと及び離職票の交付を受ける手続を説明し、早急に資格喪失の確認の手続をとった上、離職票の交付を受けた後出頭するよう指示する。

50202 (2) 受給資格の仮決定

イ 基本手当の支給を受けるために初めて安定所に出頭した者がやむを得ない理由（例えば離職票の交付遅延）により求職の申込みの際離職票を提出することができない場合には、安定所はその者の求職票、その者の申出等により受給資格の有無を判断し、一応受給資格があるものと認定できるときは、仮に受給資格の決定を行う。この場合、後日離職票の提出をまって正規に受給資格を決定するまでの間は、失業の認定のみを行い、基本手当は支給しない。

なお、受給資格の決定があったときは、その効力は、仮決定の日に遡及する。

また、この場合の「一応受給資格のあるもの」とは、離職の日以前の2年間に被保険者期間が12か月以上ある場合をいう。

なお、被保険者期間が6か月以上12か月未満の者について、特定理由離職者又は特定受給資格者となる離職理由である旨の申立てが行われた場合であって、仮決定を行う場合は、受給期間を考慮の上慎重に判断し、離職理由の変更ができない場合は当該受給資格を取消し、遡って受給資格の否認を行う旨十分教示しておく。

仮決定についての事務処理は、受給資格の決定の通常の場合に準じて行うが、支給台帳、受給資格者証及び受給資格通知は作成できない。したがって、後日受給資格を決定するまでの間は、支給台帳及び受給資格者証又は受給資格通知にかえて、支給台帳全記録照会（支給台帳の全記録内容を印書するための用紙をいう。以下同じ。）及び受給資格者証を手書きで作成する（なお、受給資格者証については、システムにより、所要のデータを入力の上、仮の受給資格者証を作成しても差し支えない）。

なお、求職票、手書きの受給資格者証及び支給台帳全記録－1には、**仮**と朱書するとともに、支給台帳全記録－1の適宜の欄に、受給資格があるものと認定した際の資料について表示する。

後日、受給資格の決定があった場合は、受給資格の決定の通常の場合に準じて、正規に支給台帳の作成、記録及び基本手当等の支給処理を行う。

また、受給資格者証又は受給資格通知については、支給台帳の作成と同時に作成されるので、その受給資格者証又は受給資格通知を使用することとし、手書きの受給資格者証（または、システムにより作成した仮の受給資格者証）は回収の上で破棄、若しくは「受給資格決定済」と朱書きし、以後は使用しないことを教示する。なお、支給台帳全記録－1は離職票と一括編綴し、保管する。

受給資格の仮決定は、原則としてその者の被保険者資格の喪失確認が行われていると思われる者について行われるものである。したがって、被保険者資格の喪失の確認が行われていない場合には、速やかに被保険者資格の喪失の確認を行うよう必要な措置を講ずる（50201 参照）。

ロ 受給資格の仮決定を受けた者について正規の決定を行う前に他の安定所に委嘱又は移管を行った場合には、51501の委嘱の事務手続又は51502の移管の事務手続によって事務処理を行うことができないので、委嘱先安定所又は移管先安定所に対し受給資格の仮決定を行った旨及び受給資格の有無を判断した理由を付記した上記イの支給台帳全記録－1の写を送付し、引き続いて失業

の認定のみを継続して行うよう依頼しておく。

また、仮決定を受けた者に対しては、早急に離職票を提出すべきことを指導するとともに離職票は仮決定を行った安定所に対し提出するよう指示する（離職票の提出は委嘱先又は移管先安定所を経由しても差し支えない旨説明する。）。

ハ 受給資格の仮決定を行った安定所が正規に受給資格の決定を行ったときは、その旨を直ちにその者の委嘱先又は移管先の安定所に連絡することとし、受給資格の決定の通常処理を行うとともに、委嘱又は移管の事務手続による事務処理を行う。なお、受給資格がないと決定したときも、その旨直ちにその者の委嘱先又は移管先の安定所に連絡しなければならない。

ニ 受給資格の仮決定から正規の決定までの期間は、できる限り短期間にとどめることとし、早期に正規の決定を行うための所要の措置を講じ、例えば受給資格の仮決定を受けた者が住所若しくは居所を移転することにより生ずる事務の煩鎖を避けるよう努める。

50203 (3) 離職票提出者に労働の意思又は能力がない場合の措置

離職票を提出した者に労働の意思又は能力がないと認められる場合は、基本手当の支給は行えない旨を申し渡し、離職票－2の右上部に「意思」又は「能力」と記載し、処分理由（例えば「昼間学生に該当するため法第4条第3項不該当」等。）、処分年月日、当該安定所名を朱書（その旨のゴム印の押印によることとしても差し支えない。）し、返付する。この場合将来においてその労働の意思又は能力が回復したときは、その者の受給期間内であれば、再度出頭して受給資格の決定を受け基本手当を受給できる旨及びその者が受給期間の延長の措置の対象となる理由によって労働の能力がない場合であれば受給期間延長制度の概要及びその申請手続について説明するとともに、不服のある場合には、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たっては、あらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとしても差し支えない。

この処分をなすに当たっては、その処分をなす理由等を記載した文書によって、安定所長の決裁を受ける。

50204 (4) 算定対象期間内に被保険者期間が通算して6か月以上又は12か月以上ない場合の措置

離職票を提出した者が、算定対象期間内に被保険者期間が通算して6か月以上又は12か月以上ない場合には、その者に基本手当を受けることができない旨及びその理由を説明し、将来受給資格を満たした場合のためにこれを保管すべきことを指示した上、離職票－2の右上部に「法第13条不該当」と記載し、処分年月日、当該安定所名を朱書（その旨のゴム印の押印によることとしても差し支えない。）し、返付する。

なお、不服のある場合には、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たっては、あらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとしても差し支えない。

また、2枚以上の離職票を提出して、初めて受給資格を満たす場合があるから、過去1年間又は2年間に内に他に就職していたことの有無を確かめることを要する。

50205 (5) 受給期間が経過した後に離職票が提出された場合の措置

基本手当の支給を受けるため、初めて安定所に出頭した者が提出した離職票に係る受給期間が既に経過している場合は、受給資格の決定ができない旨及びその理由を説明し、離職票－２の右上部に「法第 20 条不該当」と記載し、処分年月日、当該安定所名を朱書（その旨のゴム印の押印によることとしても差し支えない。）し、本人に返付する。

ただし、受給期間の延長が行われる場合もあるので留意する。

なお、この処分に対して不服のある場合には雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たっては、あらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとしても差し支えない。

50206 (6) 就職状態にある者から離職票が提出された場合の措置

就職状態にある者が離職票を提出した場合には、当該就職状態が継続する限り、基本手当の支給は行えない旨を説明し、離職票－２の右上部に「就職状態」と記載し、処分年月日、当該安定所名を朱書（その旨のゴム印の押印によることとしても差し支えない。）し、本人に返付する。

また、この場合将来において失業状態となったときは、その者の受給期間内であれば、再度出頭して受給資格の決定を受け基本手当を支給できること並びに特定理由離職者又は特定受給資格者に該当することで離職の日以前１年間に被保険者期間が通算して６か月以上あることにより受給資格要件を満たしていた者がその後被保険者として１５日以上雇用された後に離職し、その離職理由が特定理由離職者及び特定受給資格者に該当しない場合は受給資格要件を満たさない場合があることを説明するとともに、不服がある場合には、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うにあたっては、あらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとしても差し支えない。

この処分をなすに当たっては、その処分をなす理由等を記載した文書によって安定所長の決裁を受ける。

50207 (7) 受給資格の決定に伴う事務処理

イ 審査係は、認定係から回付を受けた離職票について、内容の審査をした結果、受給資格者であると認定したときは、支給台帳及び受給資格者証又は受給資格通知を作成（51001～51100 参照）し、離職票に必要事項を記載の上受給資格者証又は受給資格通知を添付して、安定所長の決裁を受ける。決裁の記録は、離職票の所定欄に行う。

なお、受給資格の決定があった場合には、受給資格者の協力を得て受給資格者証の所定の箇所に本人の写真を貼付し、安定所長印を割印又は刻印機により刻印した上、当該受給資格者証を受給資格者に交付するとともに、離職票（受給資格者の協力を得て、離職票の提出時に同票の「写真欄」に本人写真の貼付を求めること。なお、離職票の提出時、受給資格者証の交付時及び失業の認定時等手続きのタイミングごとに、マイナンバーカードを提示することにより、本人であることを確認できる場合は、写真の貼付を省略して差し支えない。また、他の各種雇用保険手続きにおいて、受給資格者証を本人確認資料として提出させる手続きにおいては、写真が貼付されている受給資格者証に限る。よって、本人確認資料として受給資格者証の写真が貼付されていない受給資格者証が添付された場合は、別途マイナンバーカード等本人を確認する書類を別途必要とする。）を保管する。

マイナンバーカード利用者については、受給資格者証に替えて受給資格通知を交付し、本人写真の貼付は不要とする。また、他の各種雇用保険手続きにおいて、受給資格者証を本人確認資料として提出させる手続きにおいては、別途マイナンバーカードによる認証により本人確認を行うこととする。ただし、代理人又は郵送による申請が可能な雇用保険手続きにおいて、マイナンバーカード利用者が代理人又は郵送により申請を行う場合は、マイナンバーカードによる認証は不要とするが、支給番号を特定するため、必ず直近に交付された受給資格通知（写しでも可）を添付させることとする。

- ロ 50203～50206 の状態にある者から個人番号が記載された離職票-1 等が提出された場合、不該当処分を行うこととなるが、基本手当の給付業務において個人番号を利用することがないため、50005(5)ロの個人番号の確認を行う必要はなく個人番号の登録は行わない。

この際、離職票-1 の受理等を行う必要がないため、写しをとることなく、個人番号の誤交付に十分留意の上、本人へ返付すること。

- ハ マイナンバーカード利用者には、マイナンバーカード受付システムによりマイナンバーカードと被保険者番号の紐付けを行う。

50208 (8) 事務の委嘱による場合

- イ 受給資格者の申し出により、受給資格者が住所又は居所を管轄する安定所（以下「住居所管轄安定所」という。）以外の安定所であって就職を希望する地域を管轄する安定所（以下「就職希望地管轄安定所」という。）における手続を希望し、就職希望地管轄安定所長が以下の(イ)、(ロ)の要件のいずれにも該当すると判断した場合には、就職希望地管轄安定所長は当該受給資格者に係る求職者給付及び就職促進給付に関する事務の業務を行う。この場合、就職希望地管轄安定所長は住居所管轄安定所長から事務の委嘱を受けたものとみなす。

(イ) 同一労働局の管轄内

(ロ) 就職希望地が、利用しようとしている安定所の管轄地に含まれており、当該安定所で積極的に求職活動を行うことが必要であると安定所長が認める場合

なお、当該安定所で積極的に求職活動を行うことが必要であると安定所長が認める場合とは、以下の a、b のいずれかに該当する場合のことをいう。

a 受給資格決定日より前に就職希望地管轄安定所に求職申込を行い、既に職業相談をしている等積極的に求職活動を行っており、当該安定所を利用することが早期再就職に資する場合

b 就職希望地管轄安定所において求職活動を行うことに意欲的であり、当該安定所を利用することが早期再就職に資する場合

- ロ 上記イの委嘱を受けた就職希望地管轄安定所（以下「委嘱先安定所」という。）において受給資格決定を行った場合は、以降の当該基本手当に関する事務については、委嘱先安定所において行うこととなり、再委嘱を行うことは原則認められない。

- ハ 就職困難者のうち、住居所が所在する地域の自治体等からの追加的支援を受けることにより早期再就職に資すると判断される者については、住居所管轄安定所において手続を行う。

- ニ 就職希望地管轄安定所が受給資格決定を行う場合の事務処理は、次の要領により行う。
- (イ) 受給資格者から提出された離職票－１の８欄に住居所管轄安定所の番号を記載し、受給資格決定に係る事務処理（50207 参照）を行う。
 - (ロ) 上記(イ)の処理を行う場合は、同時に、当該受給資格者が上記イ(イ)(ロ)に該当するものであり、委嘱の処理を行うことについて認められるものであるか否か、安定所長の決裁を受ける。この際、（伺）文書に、求職票等の資料を添えて安定所長の決裁を受けることを要する。

50251—50300 第3 受給期間及び受給期間の延長

50251—50260 1 受給期間

50251 (1) 原則

イ 基本手当の支給を受けることができる期間（受給期間）は、原則として受給資格に係る離職の日の翌日から起算して次の期間である（法第20条第1項）。

(イ) 1年間（（法第20条第1項第1号）、(ロ)、(ハ)を除く。）

(ロ) 就職困難者のうち受給資格に係る離職時において45歳以上65歳未満である者（算定基礎期間が1年未満の者は除く。）については、離職日の翌日から起算して1年に60日を加えた期間である（法第20条第1項第2号）。

(ハ) 特定受給資格者のうち受給資格者に係る離職時において45歳以上60歳未満であり、算定基礎期間が20年以上である者については、離職日の翌日から起算して1年に30日を加えた期間である（法第20条第1項第3号）。

また、(イ)、(ロ)に該当する者の離職理由に基づく給付制限に伴う受給期間の延長については、52206イによる。

したがって、受給期間の起算日の前日と離職票—2の「離職年月日」欄の日とは一致する。

ロ 受給資格者が、受給期間内に再び就職し、新たに受給資格を得た後に離職したときは、前の受給期間は消滅し、原則としてその離職の日の翌日から上記イにおける期間が新たな受給期間となるが、この場合、前の受給資格に基づく基本手当は支給することはできない（法第20条第3項）。

ハ 受給資格者は、受給期間内に就職し、その期間内に再び離職し、当該受給期間に係る受給資格に基づき基本手当の支給を受けようとするときは、当該受給資格者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所（則第54条の規定に基づき、求職者給付に関する事務が委嘱された場合は、当該委嘱を受けた安定所。）に出頭し、離職票又は資格喪失確認通知書にその保管する受給資格者証を添えて（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行って）提出しなければならない（則第20条第2項）。

なお、当該離職後の再就職申込時において、当該離職に係る離職票又は資格喪失確認通知書の提出がなかったとしても、当該再就職申込みを受理し、当該受理日以降を対象に失業の認定を行うことができること（ただし、基本手当等の支給は、当該離職票等の提出を受理した上で行うこと。）。

50261—50270 2 受給期間の延長

50261 (1) 概要

50251 により計算した受給期間内に、妊娠、出産、育児等の理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない日がある場合（法第 20 条第 1 項）又は受給資格に係る離職が定年等の理由による者が当該離職後一定期間求職の申込みをしないことを希望する場合（法第 20 条第 2 項）には受給期間の延長が認められる。

50271—50280 3 法第 20 条第 1 項の受給期間の延長

50271 (1) 受給期間の延長が認められる理由

受給期間の延長が認められる理由は次のとおりである。

イ 妊娠

産前 6 週間以内に限らず、本人が、妊娠のために職業に就き得ない旨を申し出た場合には、受給期間の延長を行う。

ロ 出産

出産は妊娠 4 か月以上（1 か月は 28 日として計算する。したがって、4 か月以上というのは 85 日以上のことである。）の分娩とし、生産、死産、早産を問わない。

出産は本人の出産に限られる。出産のため職業に就くことができないと認められる期間は、通常は、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）前の日以後出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの間である。

ハ 育児

この場合、育児とは、3 歳未満の乳幼児の育児とし、申請者が社会通念上やむを得ないと認められる理由により親族（民法第 725 条に規定する親族、すなわち、6 親等以内の血族、配偶者及び 3 親等以内の姻族をいう。）にあたる 3 歳未満の乳幼児を預かり、育児を行う場合にも、受給期間の延長を認めることとして差し支えない。

また、特別養子縁組を成立させるための監護に係る育児を行う場合についても、法律上の親子関係に基づく子に準じて受給期間の延長を認めることとして差し支えない。

ニ 疾病又は負傷（則第 30 条第 1 号）

疾病又は負傷のうち当該疾病又は負傷（不妊治療を含む。以下「傷病」という。）を理由として傷病手当の支給を受ける場合には、当該傷病に係る期間については、受給期間の延長の措置の対象とはしない。

したがって、受給期間の延長を申請した後に、同一の傷病を理由として傷病手当の支給を申請した場合には、受給期間の延長の措置が取り消されることとなる。この場合には、その者の所定給付日数の支給残日数及び当初の受給期間満了日までの日数の範囲内で傷病手当が支給されることとなる。

また、次の点に留意する必要がある。

- (イ) 求職の申込み（受給資格の決定）前からの傷病については、傷病手当の支給ができないので、その者の申出により受給期間の延長の措置を行う。
- (ロ) 離職後最初の求職の申込み後の傷病については、本人の申出により、傷病手当の支給申請か受給期間の延長申請かのいずれかを選択させる。

ただし、受給期間の延長申請をした後に、同一の傷病を理由として傷病手当の支給申請を行うことは差し支えないが、この場合には、受給期間の延長申請が当初にさかのぼって取り消されることとなるので、申請者に対し十分に周知する。

ホ イからニまでの理由に準ずる理由で管轄安定所長（則第 54 条の規定に基づき、求職者給付に関する事務が委嘱された場合は、当該委嘱を受けた安定所長。以下同じ。）がやむを得ないと認めるもの（則第 30 条第 2 号）

(イ) 次の場合はこれに該当する。

- a 常時本人の介護を必要とする場合の親族の疾病、負傷若しくは老衰又は障害者の看護
内縁の配偶者及びその親若しくは子はこちらにいう「親族」に該当すると解し、親族の配偶者についてはこれに準じるものと取り扱って差し支えない。
 - b 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合の負傷し、又は病気にかかったその子の看護（a に該当するものを除く。）
 - c 知的障害者更生施設又は機能回復訓練施設への入所
 - d 配偶者の海外勤務に本人が同行する場合
この場合、内縁の配偶者を含む。
 - e 青年海外協力隊その他公的機関が行う海外技術指導等に応募し、海外へ派遣される場合（派遣前の訓練（研修）を含む。）
ただし、青年海外協力隊以外の公的機関が行う海外技術指導等の中には、ボランティア（自発的に専門的技術や時間、労力を提供する行為）ではなく就職と認められ、受給期間の延長事由に該当しない場合があるので留意する。
 - f e に準ずる公的機関が募集し、実費相当額を超える報酬を得ないで社会に貢献する次に掲げる活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合
 - (a) 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災地を支援する活動
 - (b) 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする一定の施設における活動
 - (c) (a)及び(b)に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- (ロ) 次の場合は、これに該当するとは認められない。
- a 刑の執行（刑の執行が不当であったことが裁判上明らかとなった場合を除く。）
 - b 海外旅行（(イ)の d に該当する場合を除く。）

なお、明記されている理由以外の理由でこれに該当すると思われる事例が生じた場合は本省に照会する。

50272 (2) 受給期間が延長される日数

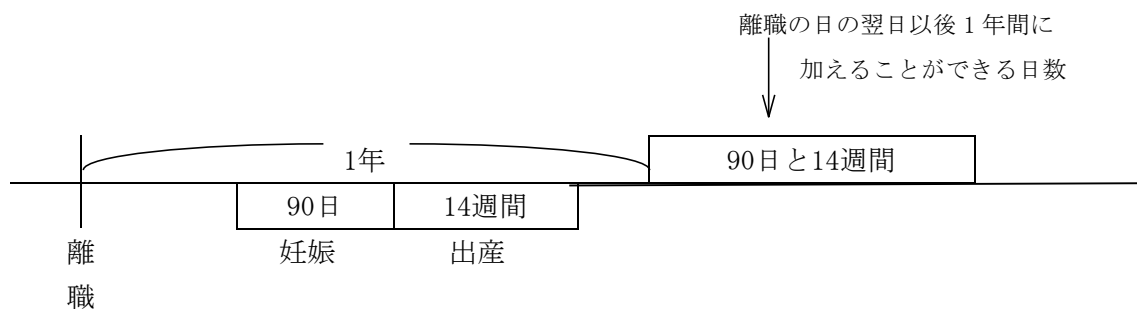
イ 50251 により計算した受給期間において 50271 に掲げる理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない状態にある受給資格者（離職後求職の申込みをしていない者を含む。）について、当該計算した受給期間に加えることができる日数は、当該理由により、職業に就くことができない期間（50251 により計算した受給期間内の期間に限らない。）であるが、通常の場合、受給期間が受給資格に係る離職の日の翌日から起算して 4 年を超えることはないので、この日数は 3 年間（50251 イ(ロ)においては 3 年から 60 日を引いた期間、50251 イ(ハ)においては 3 年から 30 日を引いた期間）が限度となる。

なお、訓練延長給付、個別延長給付、広域延長給付、全国延長給付及び地域延長給付が行われる場合及び給付制限に伴う受給期間の延長を受ける場合には、本給付期間の延長の他さらに受給期間の延長がなされる。

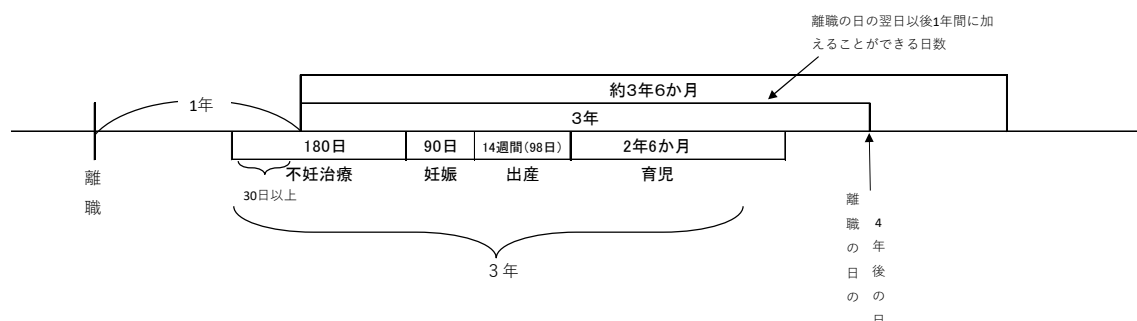
また、異なる 2 以上の理由により、引き続き 30 日以上職業に就くことができない場合であってもその期間の日数を加算できる。

ロ 妊娠、出産、育児等により受給期間が延長される日数を例示すると、次のとおりである。

〔例示〕 1

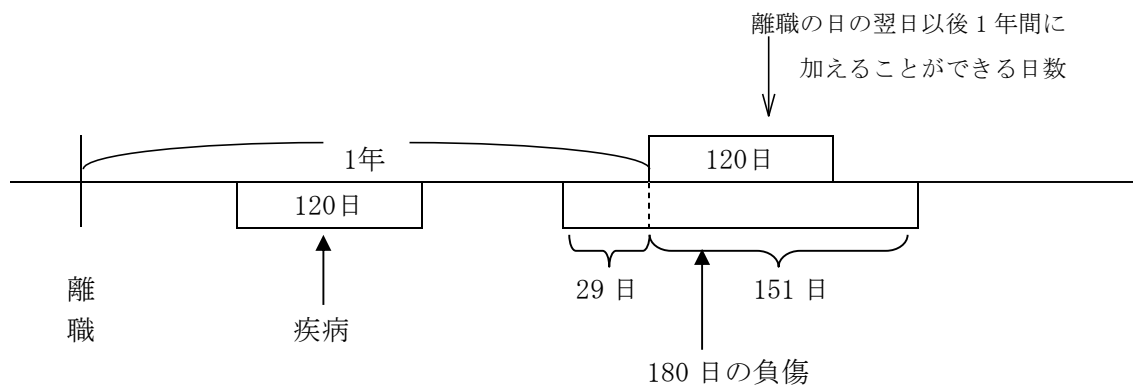


〔例示〕 1ー2



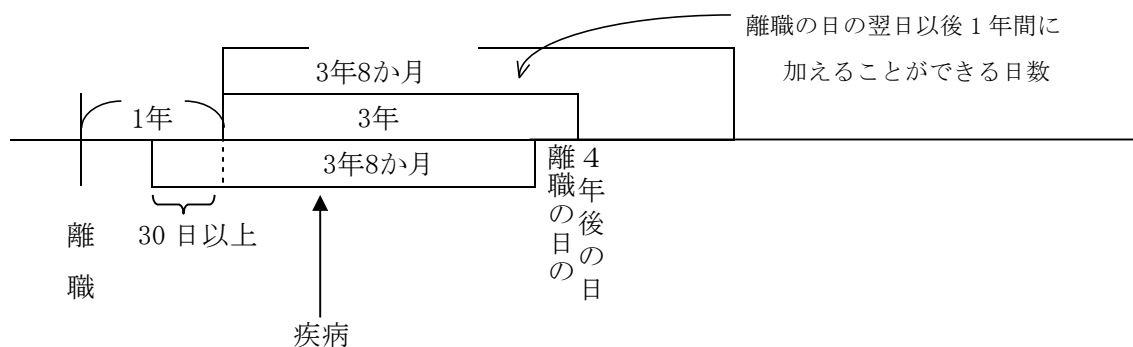
不妊治療に専念するために引き続き 30 日以上職業に就くことができない（50271 ニ に該当）ことを理由に延長している場合で、その後、引き続いて妊娠した場合には、出産、育児期間を合わせた 3 年 6 か月のうち、3 年間のみ、離職の日の翌日以後 1 年間に加えることができる。

〔例示〕 2



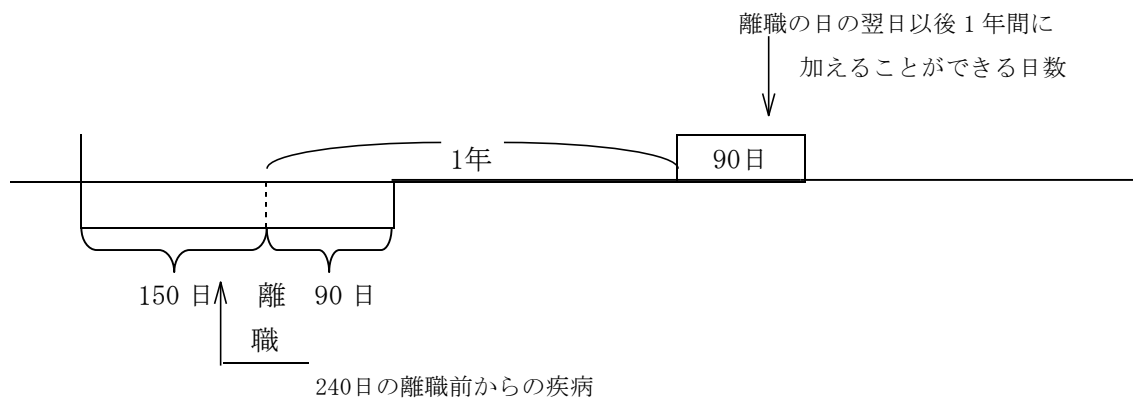
180日の負傷の期間のうち、離職の日の翌日以後1年間に含まれる日数が30日未満であるため加えることができない。

〔例示〕 3



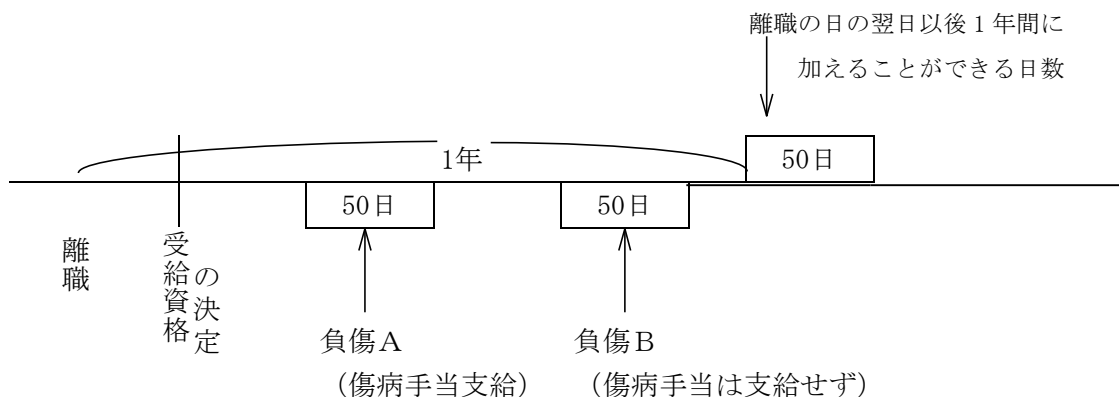
3年8か月の疾病のうち、3年間のみ、離職の日の翌日以後1年間に加えることができる。

〔例示〕 4



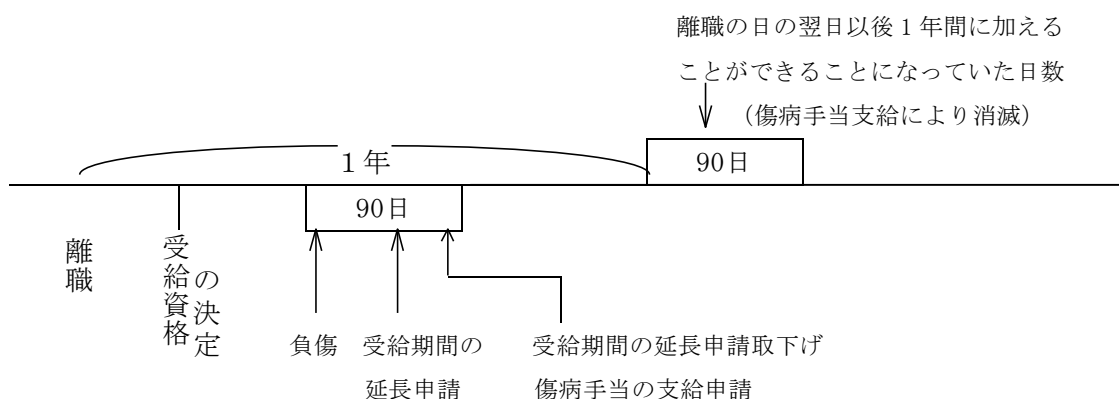
240 日の疾病のうち、離職の日の翌日以後の期間は 90 日であるので、90 日間のみを加えることができる。

〔例示〕 5



負傷Aについては、傷病手当の支給を受けたので、その期間については加えることはできない。

〔例示〕 6



当初の受給期間の延長の申請により、受給期間は、離職の日の翌日以後 1 年に 90 日を加えた期間となっていたが、受給資格者の申請に基づき傷病手当を支給したので、受給期間は原則どおり離職の日の翌日以後 1 年間となる。

50273 (3) 受給期間の延長申請の手続

イ 延長申請書の提出

延長の措置を受けようとする者は、50271 に掲げる理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができなくなるに至った日の翌日から、受給資格に係る離職の日の翌日から起算して 4 年を経過する日までの間（延長後の受給期間が 4 年に満たない場合は当該期間の最後の日までの間）（則第 31 条第 3 項）に、受給期間延長等申請書（則様式第 16 号）（以下「延長申請書」という。）に、次のロに掲げる書類を添付して管轄安定所長に提出しなければならない（則第 31 条第 1 項）。最大で受給資格に係る離職日の翌日から起算して 4 年間が申請期間となるが、延長の理由が止ん

だ場合は、50251 イの受給期間に職業に就くことができない期間を加えた期間までが、延長後の受給期間であり、延長申請期間であることに留意すること。

この場合の申請は、必ずしも本人自身が安定所に出頭して行う必要はなく、代理人又は郵送等により行うことも差し支えない（代理人による申請の場合は委任状を必要とし、郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。）。

この場合において、天災その他やむを得ない理由（交通途絶、申請者への離職票の到達の遅延等申請者の責めに帰すことができない理由）のため、所定の期間内に申請できなかった場合には、そのやむを得ない理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に申請すればよい（則第31条第3項但書、第6項及び第17条の2第4項）。また、上記による申請の期限の日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までの日をいう。）に当たる場合には、その行政機関の休日の翌日とその期限の日とみなされる（行政機関の休日に関する法律第2条）。

なお、受給期間の延長申請理由が生じてから30日が経過する前に延長申請書が提出された場合には、当該理由により引き続き30日以上職業に就くことができない状態が継続することが確実と判断される場合には、申請期間の到来前であっても当該延長申請書を受理して差し支えない。

ただし、この場合、受給期間延長通知書は、申請期間の到来後に申請書の記載内容が事実と相違ないことを確認した上で交付する。

ロ 延長申請書の添付書類（則第31条第1項及び第6項）

- (イ) 受給資格の決定を受けていない場合には、保管するすべての離職票ー2
- (ロ) 受給資格の決定を受けている場合には、受給資格者証（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行う）（正当な理由がある場合のほか、電子申請により申請を行う場合は、受給資格者証を添えない（マイナンバーカード利用者の場合は、マイナンバーカードによる認証を行わない）ことができる。）

なお、天災その他やむを得ない理由により所定期間内に申請できなかった場合には、その事実を証明することができる官公署、鉄道の駅長等の証明書又は安定所長が認める者の証明書を添付させる。

- (ハ) 医師の証明書その他の50271の受給期間の延長が認められる理由に該当することの事実を証明することができる書類（必要最小限のものを提出させること。）

ハ 延長申請書の手続に関する留意事項

- (イ) 申出の日において妊娠中である場合には、出産又は育児のため引き続き職業に就くことができないことが明らかであれば、その時にその旨を合わせて申し出ることができる。

不妊治療に専念するために引き続き30日以上職業に就くことができない（50271ニに該当）ことを理由に延長している者についても、妊娠した場合には、出産又は育児のため引き続き職業につくことができないことが明らかであれば、それぞれの延長理由（不妊治療、妊娠、出産、育児）が継続している期間を合算した後の受給期間の最後の日までに申出を行えば差し支えない。

- (ロ) 申出の日において申請理由に係る期間の末日が確定（推定）できない場合には、延長申請書の8欄の末日については「継続中」と記載し、後日、当該申請理由がやんだ後に、当該申請者の届出に基づき記載する。

ただし、受給資格の決定を受けている場合は、申請理由に係る期間の末日を便宜上暫定的に

離職の日の翌日から4年目の日を定め、支給台帳に職業に就くことができない期間を記録し、後日申請理由に係る期間の末日が確定したときに、支給台帳に記録している職業に就くことができない期間の変更処理を行う。

(ハ) 申請者は、申請後において、延長申請書の記載内容について重大な変更があったとき（例えば、延長申請書に記載した職業に就くことができない期間に1か月以上の変動が生じたとき、申請に係る理由と相互因果関係のある別の理由が生じたとき等）又は申請に係る理由がやんだときは、受給資格者証（マイナンバーカード利用者の場合を除く）及び交付を受けた受給期間延長等通知書（則様式第17号）（以下「延長通知書」という。）を添えて（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行う）、速やかにその旨を管轄安定所長に届け出なければならない（則第31条第7項）とされているので、申請者に対してその旨の説明をしておく。なお、申請に係る理由がやんだときを除き、この届出は必ずしも本人自身が安定所に出頭して行う必要はなく、代理人又は郵送等により行うことも差し支えない。

(ニ) 延長申請書とともに離職票－1が郵送された場合、離職票－1は破棄し、本人に対しては、離職票－1は申請に係る理由がやんだ旨の届出を行う際に再交付する旨の文書を、延長通知書に添えて送付し、保管する離職票－2の写しには離職票－1の再交付が必要であることを記載すること。なお、離職票－1の再交付に旨の文書については、同様の内容を延長通知書の備考欄又は欄外に記載することで代替しても差し支えない。

(ホ) (ハ)の届出を受けた場合は、届出に係る内容を審査し、延長通知書に必要な訂正を朱書により加え訂正箇所安定所長印を押印の上、訂正を行った安定所名を記載し本人に返付する。

50274 (4) 延長申請書の審査

イ 延長申請書等の書類の提出を受けた場合には、添付された証明書等により延長申請書の記載内容が事実に相違ないことを確認した上で、「※処理欄」に、職業に就くことができないと認めた期間を記載する。この場合、延長申請書に離職票－2又は受給資格者証若しくは受給資格通知を添付の上、安定所長の決裁を受ける。

ただし、延長申請書に受給資格者証が添付されるべき場合であって、正当な理由があるため又は電子申請により申請が行われたために、受給資格者証が添付されなかったときは、受給資格者証の添付に代え、印字した支給台帳を添付する。

ロ 申出の日が、当初の受給期間満了日の直前である場合等、受給期間の延長の制度を濫用するおそれのある場合には、その審査については、特に慎重に行う。

ハ 受給資格の決定を受けていない者が延長申請書を提出したときは、必ず離職票－2の提出を求め、その者が受給資格を有する者であることを確認した上、受給資格に係る離職の日との関係（50251により計算した受給期間内において50271に掲げる理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者か否か等）を審査する。

ニ 受給資格決定を受けていない離職者が、個人番号が記載された離職票－1を添付書類として延長申請書を提出した場合であっても、延長申請時には離職票－1の提出並びに個人番号の確認等を行う必要はないことから、離職票－1を受理することなく返戻し、受給期間の延長事由が終了後、受給資格決定を受ける際に離職票－1を持参させること。

50275 (5) 延長通知書の交付及び受給資格者証等の処理

イ 受給期間の延長措置を決定した場合には、延長通知書を交付するとともに、次の(イ)又は(ロ)の区分に応じて、それぞれ離職票又は受給資格者証若しくは受給資格通知等に必要な事項を記載して返付又は交付する（延長申請書に受給資格者証が添付されるべき場合であって、正当な理由があるため又は電子申請により申請が行われたために、受給資格者証が添付されなかったときを除く。このときは、受給資格者証の記録及び記載は、次回来所時に行う。）（則第 31 条第 4 項）。このとき、延長通知書には安定所長印（小）を押印する。

なお、50273 のハの(ハ)の場合には、延長通知書の「延長後の受給期間満了年月日」欄には「継続中」と記載し、申請者に対しては、当該申請理由がやんだ後において管轄安定所（則第 54 条の規定に基づき、求職者給付に関する事務が委嘱された場合は、当該委嘱を受けた安定所。以下同じ。）にその旨を届け出たときにその年月日を記載するものである旨の説明をし、後日トラブルが生じないように十分留意する。

また、延長通知書を滅失し、又は損傷した場合には、速やかに届け出て再交付を受けるよう指導する。

(イ) 受給資格の決定を受けていない場合

保管するすべての離職票のうち、受給資格に係る離職票－2 の「公共職業安定所記載」欄に、「令和 年 月 日まで期間延長（令和 年 月 日決定）」及び当該安定所名を朱書（その旨のゴム印の押印によることとしても差し支えない。）し、返付する。

この際、個人番号の記載がある離職票－1 が提出された場合、本人に離職票－1 を返付する際は、50274(4)ニのとおり案内すること。

個人番号の記載がある離職票－1 が郵送により提出された場合は、50273(3)ハ(ニ)のとおり取り扱うこと。

また、申請理由が「継続中」である場合には、当該離職票－2 の「公共職業安定所記載」欄に延長申請受理中である旨、受理年月日、当該安定所名を朱書し、返付する。

安定所に提出された離職票の離職理由について事業主と労働者の間において相違する場合においては、受給期間延長の措置を講ずる際に、離職票－2 を複写し、離職理由の判定手続に準じ、当該複写した離職票－2 に離職区分を記載し、確認書類等と一括して保管することとし、受給期間の延長事由が終了後、受給資格決定を行う際に用いることとする。

なお、受給期間の延長後、受給資格に係る離職日の翌日より 4 年を超えても受給資格決定がなされていない場合は、当該年度末において破棄することとして差し支えない。

(ロ) 受給資格の決定を受けている場合

この場合の支給台帳、受給資格者証及び受給資格通知の処理については、センター要領）参照。

ロ 受給期間の延長を認めない場合には、当該申請書欄外に「不承認」の表示をするとともに申請者に対して文書でその旨を通知する。

なお、不服のある場合には、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たっては、あらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとしても差し支えない。

受給期間延長等・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書の記載に当たっての注意

- 1 記載すべき事項のない欄は空欄のままとし、※印欄には記載しないこと。
- 2 この申請書により同時に複数の延長等の申請を行うことができるが、申請しない延長等がある場合は表題の申請しない延長等の文言を抹消すること。

- 3 妊娠、出産、育児(3歳未満の乳幼児の育児に限る。ただし、教育訓練給付適用対象期間の延長に関しては、18歳未満の者の育児に限る。)、疾病、負傷等により職業に就くことができない(対象教育訓練の受講を開始することができない)ため、この申請書を提出する場合の記載及び提出方法

- (1) この申請書は、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長(ただし、教育訓練給付適用対象期間及び高年齢雇用継続給付延長申請は公共職業安定所長に限る。)に対し、上記の理由により職業に就くことができなくなった(対象教育訓練の受講を開始することができなくなった)期間が30日に至った日の翌日から、受給資格に係る離職の日の翌日(教育訓練給付適用対象期間及び高年齢雇用継続給付の延長に関しては、一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなった日)から起算して4年(教育訓練給付適用対象期間の延長に関しては、20年)を経過する日までの間(延長された期間が4年(教育訓練給付適用対象期間の延長に関しては、20年)に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)に提出すること。

なお、職業に就くことができない場合は、受給資格者証(受給資格者証の交付を受けていない場合には、離職票)を添えて提出すること。

また、この場合、代理人又は郵送による提出でも差し支えないこと。

- (2) 2欄については、申請する延長を全て○で囲むこと。
- (3) 受給資格者証の交付を受けている場合は、5欄の記載を省略して差し支えないこと。
- (4) 受給資格者証の交付を受けていない場合は、6欄は記載しないこと。
- (5) 7欄は「イ」を○で囲み、職業に就くことができない(対象教育訓練の受講を開始することができない)理由を〔 〕内に具体的に記載すること。
- (6) 8欄は7欄の理由により職業に就くことができない(対象教育訓練の受講を開始することができない)期間を記載すること。

なお、職業に就くことができない期間と対象教育訓練の受講を開始することができない期間が異なる場合は、それぞれ申請書を提出する必要があること。

- (7) 受給期間の延長を申請する場合は、申請書下方の「・第31条の3第1項・第31条の6第1項」の文字を抹消すること。

また、受給期間の延長を申請しない場合は「雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項・第31条の6第1項の規定により受給期間の延長等」、教育訓練給付適用対象期間の延長を申請しない場合は「教育訓練給付に係る適用対象期間の延長」、高年齢雇用継続給付の延長を行わない場合は「高年齢雇用継続給付の次の支給申請可能な支給対象月に係る延長」をそれぞれ抹消すること。

- 4 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため、この申請書を提出する場合の記載及び提出方法

- (1) この申請書は、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に対し、定年等の理由により離職した日の翌日から2か月以内に離職票を添えて提出すること。
- (2) 2欄については、申請する延長を全て○で囲むこと。
ただし、教育訓練給付適用対象期間の延長は○で囲まないこと。
- (3) 6欄及び9欄は記載しないこと。
- (4) 7欄は「ロ」を○で囲み、離職理由を〔 〕内に具体的に記載すること。
- (5) 8欄は求職の申込みをしないことを希望する期間を記載すること。

- (6) 受給期間の延長を申請する場合は、申請書下方の「第31条第1項・」・「第31条の6第1項」「教育訓練給付に係る適用対象期間の延長」の文字を抹消すること。

また、受給期間の延長を申請しない場合は「雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項・第31条の6第1項の規定により受給期間の延長等、教育訓練給付に係る適用対象期間の延長」、高年齢雇用継続給付の延長を申請しない場合は「高年齢雇用継続給付の次の支給申請可能な支給対象月に係る延長」をそれぞれ抹消すること。

(55) 2022.10

5 事業を開始等したため、この申請書を提出する場合の記載及び提出方法

- (1) この申請書は、原則として、申請者の住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に対し、事業を開始等した日の翌日から2か月以内に受給資格者証(受給資格者証の交付を受けていない場合には、離職票)を添えて提出すること。

また、この場合、代理人又は郵送による提出でも差し支えないこと。

- (2) 2欄については、「受給期間」を○で囲むこと。

なお、事業の開始等による教育訓練給付適用対象期間及び高年齢雇用継続給付の延長申請はできないこと。

- (3) 受給資格者証の交付を受けている場合は、5欄の記載を省略して差し支えないこと。

- (4) 受給資格者証の交付を受けていない場合は、6欄は記載しないこと。

- (5) 7欄は「ハ」を○で囲むこと。

- (6) 8欄は有期の事業を予定している場合には、事業の実施予定期間を記載すること。

なお、有期の事業でない場合には末日は記載しないこと。

- (7) 9欄は記載しないこと。

- (8) 事業の開始等により受給期間の延長等を申請する場合は、申請書下方の「第31条第1項・第31条の3第1項・」「教育訓練給付に係る適用対象期間の延長、高年齢雇用継続給付の次回の支給申請可能な支給対象月に係る延長」の文字を抹消すること。

受給期間延長等・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長申請書

1 申 請 者	氏 名			生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	性 別	男・女							
	住 所 又 は 居 所	〒 (電話)															
2 申 請 す る 延 長 等 の 種 類	受給期間 ・ 教育訓練給付適用対象期間 ・ 高年齢雇用継続給付																
3 離 職 年 月 日	令和	年	月	日	4 被 保 険 者 と な っ た 年 月 日	昭和 平成 令和	年	月	日								
5 被保険者番号																	
6 支 給 番 号																	
7 この申請書を 提出する理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができないため ロ 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため ハ 事業を開始等したため 具体的理由																
8 職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する) ことができない期間、求職の申込みをしないこと を希望する期間又は事業を実施する期間	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで	※ 処理欄	令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで
※ 延長等後の受 給(教育訓練給 付適用対象)期 間満了年月日	令和	年	月	日													
9 7のイの理由 が 疾 病 又 は 負 傷 の 場 合	傷 病 の 名 称				診 療 機 関 の 名 称 ・ 診 療 担 当 者												
雇用保険法施行規則第31条第1項・第31条の3第1項・第31条の6第1項の規定により受給期間の延長等、教育訓練給付に係る 適用対象期間の延長、高年齢雇用継続給付の次回の支給申請可能な支給対象月に係る延長を上記のとおり申請します。 令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿 地 方 運 輸 局 長 申請者氏名																	
備 考					離職票交付安定所名												
					離職票交付年月日												
					離職票交付番号												

※

所 属 長		次 長		課 長		係 長		係		操 作 者	
-------------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---	--	-------------	--

(55) 2022. 10

受給期間延長等・教育訓練給付適用対象期間・高年齢雇用継続給付延長通知書

1 申請書	氏 名			生年月日	昭和 平成 令和	年	月	日	性 別	男・女		
	住 所 又 は 居 所	〒 (電話)										
2 申請する 延長等の種類	受給期間 ・ 教育訓練給付適用対象期間 ・ 高年齢雇用継続給付											
3 離職年月日	令和	年	月	日	4 被保険者とな った年月日	昭和 平成 令和	年	月	日			
5 被保険者番号												
6 支給番号												
7 受給(教育訓練給付適用対象)期間延長等の理由	イ 妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができないため ロ 定年等の理由により離職し、一定期間求職の申込みをしないことを希望するため ハ 事業を開始等したため 具体的理由											
8 職業に就く(対象教育訓練の受講を開始する)ことができない期間、求職の申込みをしないことを希望する期間又は事業を実施する期間					令和	年	月	日から	令和	年	月	日まで
※ 延長等後の受給(教育訓練給付適用対象)期間満了年月日	令和 年 月 日											
雇用保険法施行規則第31条第6項・第31条の3第3項・第31条の6第4項の規定により受給期間、第101条の2の5第3項の規定により教育訓練給付に係る適用対象期間、高年齢雇用継続給付の次回の支給申請可能な支給対象月を、上記のとおり延長等する。 令和 年 月 日 管轄公共職業安定所 又は管轄地方運輸局 の所在地 公共職業安定所長 地 方 運 輸 局 長 名												

- 注 意
- この通知書は、申請に係る給付を受けるために必要なものであるから、大切に保管すること。
 - 申請書の記載内容に重大な変更があったとき(例えば、職業に就くことができない(対象教育訓練の受講を開始することができない)理由や期間に変更があったとき)には、速やかにその旨を届け出るとともに、この通知書を出すこと。
 - 職業に就くことができない(対象教育訓練の受講を開始できない)理由がやんだとき又は事業を廃止・休止したときは、速やかにその旨を届け出るとともに、この通知書を出すこと。
 - 受給期間延長等の場合、受給資格者証(受給資格者証の交付を受けていないときは離職票)に添えて、この通知書を出すこと。
 - 高年齢雇用継続給付延長の場合、高年齢雇用継続基本給付金の受給資格の確認を受けておらず、60歳以上で職業に就いたときは、離職票及び高年齢雇用継続給付受給資格確認票に添えて、この通知書を出すこと。

補遺欄 206：受給期間 313：高年齢 513：教育訓練									
1. 支給番号 2. 被保険者番号 3. 被保険者となった年月日 4. 職業に就くことができない期間又は求職申込みをしない期間 理由									
1 妊娠・出産・育児 2 疾病・負傷(高年齢の場合は1) 3 定年等(高年齢の場合は1) 4 定年等(高年齢の場合は2) 5 事業の開始等									
備考	※ 所 長 次 長 課 長 係 長 係 操作者								

50281—50290 4 法第 20 条第 2 項の受給期間の延長

50281 (1) 受給期間の延長が認められる理由

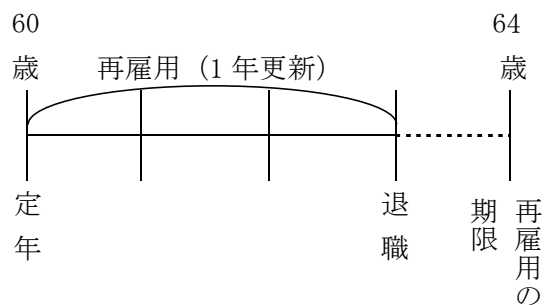
イ 受給期間の延長は、次のいずれかの理由により離職した者（当該離職により受給資格を取得した者に限る。以下「定年退職者等」という。）について認められる（則第 31 条の 2）。

- (イ) 60 歳以上の定年に達したこと
 - (ロ) 60 歳以上の定年に達した後、勤務延長又は再雇用により一定期限まで引き続き被保険者として雇用されることとなっている場合に、当該勤務延長又は再雇用の期限が到来したこと
 - (ハ) 船員が 50 歳以上の定年に達したこと
 - (ニ) 船員が 50 歳以上の定年に達した後、勤務延長又は再雇用により一定期限まで引き続き被保険者として雇用されることとなっている場合に、当該勤務延長又は再雇用の期限が到来したこと
- ロ イの(ロ)又は(ニ)において、60 歳（船員は 50 歳）以上の定年に達した後、勤務延長又は再雇用により一定期限まで引き続き被保険者として雇用されることとなっている場合とは、定年制に準じる場合、すなわち、労働協約、就業規則等により、個人的な契約ではなく制度的に退職の期限（退職の期限については、不確定期限（21203 イ(ロ)参照）も含まれる。）が定められている場合に限られる。

また、当該勤務延長又は再雇用の期限が到来したことが必要であるので、例えば、定年に達した後、1 年更新の再雇用制度により一定期限まで引き続き雇用されることとなった場合に、再雇用の期限の到来前の更新時に更新を行わなかったことにより退職した場合は、これに該当しない。

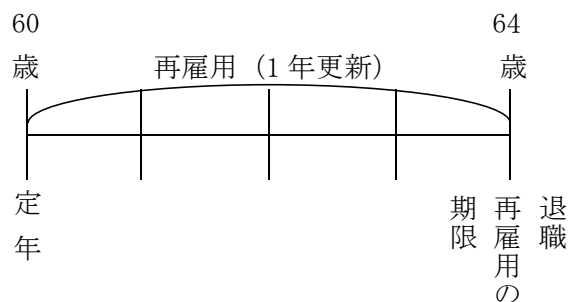
〔例示〕 1

受給期間の延長は
認められない



〔例示〕 2

受給期間の延長は
認められる

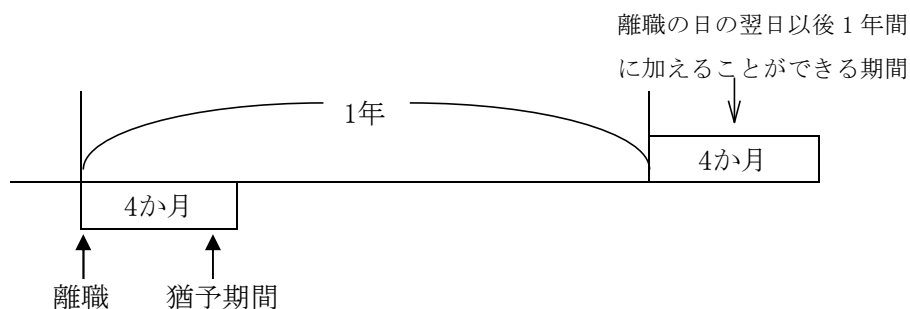


50282 (2) 受給期間が延長される期間

イ 定年退職者等について受給期間の延長が認められた場合、離職の日の翌日以後 1 年間 (50251 イ(四)においては 1 年と 60 日) に加えることができる期間は、求職申込みをしないことを希望するとしてその者が申し出た期間 (離職日の翌日から起算して 1 年を限度とする。以下「猶予期間」という。) に相当する期間である。

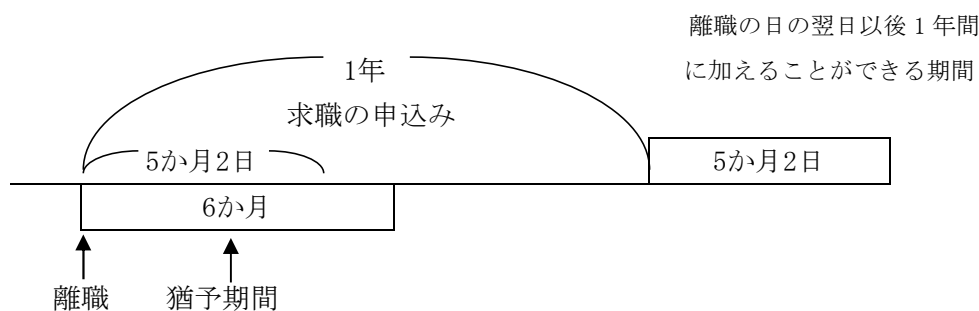
したがって、この場合のその者の受給期間は最大 2 年間 (50251 イ(四)においては 2 年と 60 日) である (法第 20 条第 1 項により更に受給期間が延長される場合について 50286 参照)。

〔例示〕



ロ 受給期間の延長が認められた者が、猶予期間内に求職の申込みを行った場合には、離職日の翌日から当該求職の申込みを行った前日までの期間に相当する期間が、離職日の翌日以後 1 年間 (50251 イ(四)においては 1 年と 60 日) に加えることができる期間となる。

〔例示〕



猶予期間の申出は 6 か月間であるが、離職の日の翌日から起算して 5 か月 2 日を経過した日の翌日に求職の申込みを行ったので、1 年間に 5 か月 2 日を加えることができる。

50283 (3) 受給期間の延長申請の手続

イ 延長申請書の提出

受給期間の延長の措置を受けようとする者は、定年等の理由により離職した日の翌日から起算して2か月以内に、延長申請書に、その保管するすべての離職票を添付して管轄安定所長に提出しなければならない（則第31条の3第1項及び第2項）。

この場合の申請は、原則として本人が安定所に出頭した上で行うこととするが、疾病又は負傷その他やむを得ない理由のために申請期限内に安定所に出頭することができない場合に限り、その理由を記載した証明書を添付の上、代理人又は郵送等によって行うことができる（代理人による申請の場合は委任状を必要とし、郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。）。

この場合において、天災その他やむを得ない理由のため、所定の期間内に申請できなかった場合には、そのやむを得ない理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に申請すればよい。

なお、天災その他やむを得ない理由により所定期間内に申請できなかった場合には、その事実を証明することができる官公署、鉄道の駅長等の証明書又は安定所長が認める者の証明書を添付させる。

ロ 猶予期間の変更

定年等の理由により離職した日の翌日から起算して2か月（天災その他やむを得ない理由のため当該2か月以内に申請できなかった場合には、そのやむを得ない理由のやんだ日の翌日から起算して7日）以内であれば猶予期間の変更が認められる。この場合、猶予期間を変更しようとする者は、延長申請書に延長通知書及び離職票－2を添付して管轄安定所長に提出しなければならない。

50284 (4) 延長申請書の審査

イ 延長申請書等の書類の提出を受けた場合には、申請に係る離職が受給資格に係る離職であるか否か及び50281に掲げる理由に該当するか否かの認定を行う。

理由については、法第33条の給付制限を行う場合の離職理由の認定に準じ、管轄安定所は離職票に記載されている事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長の判断を主とし、申請者の申立てを聴いた上、認定を行う。

ロ 延長申請書の記載内容が事実と相違ないことを確認した場合には、延長申請書の「※処理欄」に猶予期間を記載する。この場合、延長申請書に離職票を添付の上、安定所長の決裁を受ける。

50285 (5) 受給期間延長通知書の交付及び離職票等の処理

イ 受給期間の延長措置を決定した場合には、延長通知書を交付する（則第31条の3第3項）。このとき、延長通知書には、安定所長印（小）を押印する。

延長通知書は、当該定年退職者等が受給資格の決定を受けるときにその者に交付された離職票とともに管轄安定所に提出するよう指導する。

また、延長通知書を滅失し、又は損傷した場合には速やかに届け出て再交付を受けるよう指導する。

延長通知書を交付するときは、保管するすべての離職票－2のうち、最新の受給資格に係る最新の離職票－2の「公共職業安定所記載」欄に、「猶予期間（平成 年 月 日から平成 年 月 日まで）（平成 年 月 日決定）」及び当該安定所名を朱書（その旨のゴム印の押印によるこ

としても差し支えない。) し、返付する。

- ロ 定年退職者等に係る受給期間の延長を認めない場合には、当該申請書欄外に「不承認」の表示をするとともに、申請者に対して文書でその旨を通知する。

なお、不服のある場合には、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たっては、あらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとしても差し支えない。

- ハ 猶予期間の変更の申請を受けた場合（50283 ロ参照）は、申請の内容を審査し、申立ての変更が認められるべきときは延長通知書及び離職票－２に必要な訂正を朱書により加え訂正箇所に安定所長印を押印の上、訂正を行った安定所名を記載し本人に返付する。

また、提出された延長申請書の「備考」欄には、「変更」と記載し、前回提出された延長申請書とともに一括保管する。

- ニ 法第 20 条第 2 項の受給期間の延長措置に関する支給台帳、受給資格者証又は受給資格通知への記録は受給資格決定後に行うこととなる。

50286 (6) 法第20条第2項の受給期間の延長が認められた者が、法第20条第1項の受給期間の延長を申請した場合の取扱い

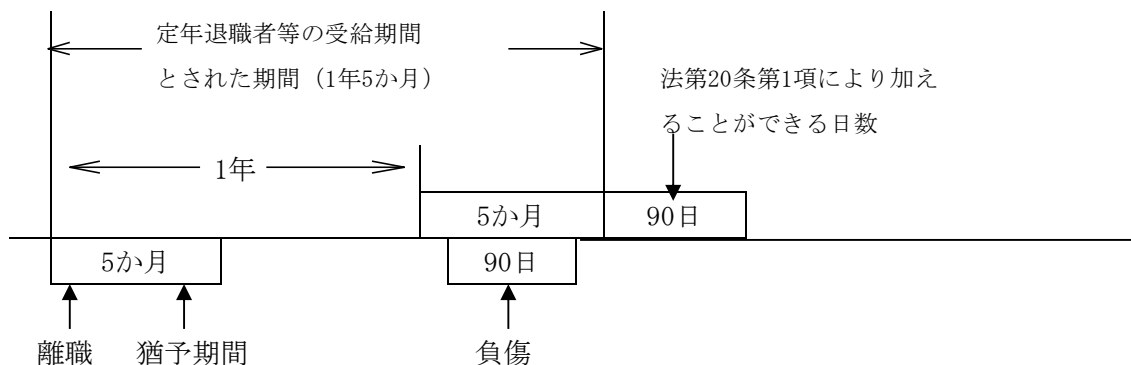
- イ 法第 20 条第 2 項の受給期間の延長が認められた場合にも、法第 20 条第 1 項の受給期間の延長が認められる。

すなわち、定年退職者等の受給期間とされた期間内に、疾病又は負傷等の理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない日がある場合にはさらに受給期間の延長が認められる。

- ロ この場合、定年退職者等の受給期間とされた期間に加えることができる日数は、疾病又は負傷等の理由により職業に就くことができない期間の日数であるが、当該期間の全部又は一部が、猶予期間内にあるときは、当該疾病又は負傷等の理由により職業に就くことができない期間のうち猶予期間内にない期間分の日数とする。

なお、加えた期間が 4 年を超えるときは、受給期間は 4 年となる。

〔例示〕 1



定年退職者等の受給期間
とされた期間（1年5か月）

1年
疾病

50日

5か月

20日

法第20条第1項により加える
ことができる日数

50 日の疾病の期間のうち、30 日分は猶予期間内にあるためその期間を除いた 20 日分についてのみ加えることができる。

Diagram illustrating the calculation of the period for receiving unemployment benefits:

- 離職** (Termination) and **猶予期間** (Grace period) for **5か月** (5 months).
- Period of **30日以上** (30 days or more).
- Period of **5か月** (5 months) and **90日** (90 days).
- Total period: **1年** (1 year).
- Period for receiving unemployment benefits for regular retirees: **定年退職者等の受給期間とされた期間 (1年5か月)** (Period for receiving unemployment benefits for regular retirees, 1 year and 5 months).
- Number of days that can be added under Article 20, Paragraph 1 of the Law: **法第20条第1項により加えることができる日数**.

Timeline diagram illustrating the calculation of the 4-year period for the special retirement allowance:

- Termination (離職):** The starting point of the 4-year period.
- Grace period (猶予期間):** 2 months (2か月) from termination.
- Illness (疾病):** Begins 3 months and 1 month (3年1か月) after termination.
- Special Retirement Allowance Period:** 2 years and 10 months (2年10か月) from the start of illness.
- 4-Year Period:** The total period from termination to the 4th anniversary (4年後の日) is 4 years.
- Calculation:** The 4-year period is composed of the 3 years and 1 month from illness to the end of the 4-year period, plus the 2 months from termination to illness.

– 60 –

50291—50300 5 法第 20 条の 2 の受給期間の特例

50291 (1) 概要

受給資格に係る離職の日の翌日以後に、一定の要件を満たす事業を開始した場合には、当該事業の実施期間は 50251 により計算する受給期間に算入しない（法第 20 条の 2）。

50292 (2) 受給期間の特例が認められる事業

受給期間の特例が認められる事業は次のイ～ホの全てを満たす事業である。〔例示 1〕〔例示 2〕

イ 実施期間が 30 日以上であること（法第 20 条の 2）

50294 の申請時点において 30 日以上実施する見込みがある場合であっても、結果として実施期間が 30 日に満たない場合は対象とはならない。

ロ 事業を開始した日又は事業に専念し始めた日若しくは事業の準備に専念し始めた日から起算して 30 日を経過する日が、50251 により計算する受給期間の末日以前であること（則第 31 条の 4 第 1 号）

ハ 当該事業について再就職手当の支給を受けていないこと（則第 31 条の 4 第 2 号）

ニ 当該事業により自立することができないと認められる事業ではないこと（則第 31 条の 4 第 3 号）

次のいずれかに該当する場合は、このニの要件を満たすものと解して取り扱う。なお、いずれの場合においても当該事業に専念することが要件であり、基本手当を受給しながら受給期間の特例の対象になることはない点に留意すること。

(イ) 被保険者資格を取得する者を雇い入れ、雇用保険の適用事業の事業主となること。

(ロ) 登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等の客観的資料によって事業の開始、事業内容及び事業所の実在が確認できること。

ホ 受給資格に係る離職の日の翌日以後に開始した事業（離職日以前に当該事業を開始し、離職日後に当該事業に専念する場合を含む。以下同じ。（則第 31 条の 5 第 1 号））であること

50293 (3) 受給期間の特例が認められる日数

50292 の事業を実施している期間について、50251 により計算した受給期間から除くこととなるが、その日数の上限は 4 年から 50251 により計算した期間（50272 及び 50282 により延長された期間を含む。）の日数を除いた日数となる（法第 20 条の 2）。〔例示 3〕〔例示 4〕

また、離職日以前に事業を開始し、離職日後に当該事業に専念する場合は、当該事業に専念し始めた日をもって事業を開始した日として取り扱う。

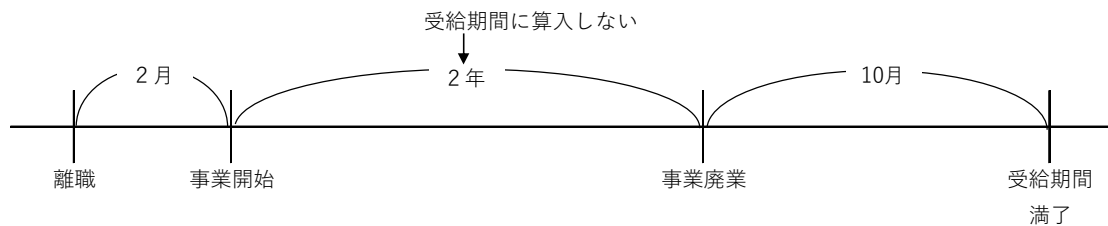
なお、事業を開始した者に準ずるものとして管轄公共職業安定所の長が認める者（則第 31 条の 5 第 2 号）とは、事業開始に先行する準備行為に専念し始めた者とし、当該準備に専念し始めた日をもって事業を開始した日として取り扱う。事業開始に向けて準備行為に専念したものの、結果として事業開始に至らなかった場合であっても、これに該当するものとして取り扱って差し支えない。準備に専念し始めたことの確認については 50294 ロ(ニ)参照。

また、受給期間の特例の終期については、専念していた事業の休廃業日とし、原則として廃業の場合は廃業届の写し又は登記事項証明書等により確認することとするが、休業の場合は当該事業に係るチラシ、ウェブサイト等の周知広報資料等により休業の事実を確認する。ただし、それに寄りがたい場合には、申請者の疎明をもって確認することとして差し支えないが、いずれにしても基本手当の支給に当たっては労働の意思及び能力があるかどうかの確認（51254 参照）が必要である。

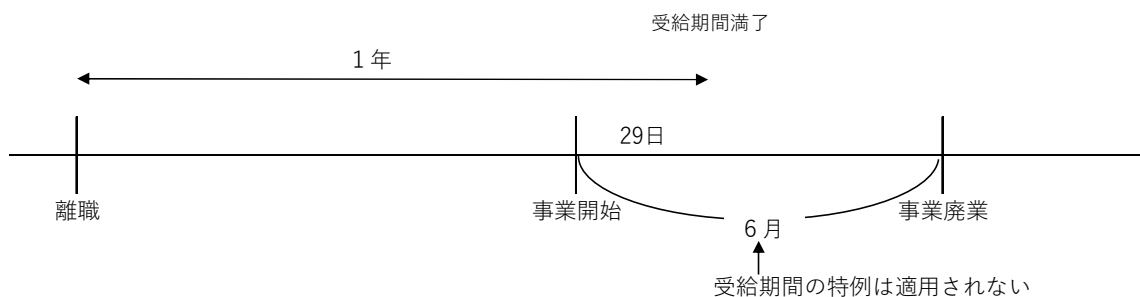
株式会社の取締役等の事業所の役員（労働者性が認められず雇用保険の被保険者とならない場合に限る。）に就任し、当該事業所の事業経営に専念する場合も、受給期間の特例の対象となる。

なお、受給資格者を代表取締役とする会社設立の登記が行われたことにより延長申請書の提出がなされ、その後、当該事業所の休業により受給期間の特例期間が終了したとしても、51255 イ(ト) ①～③のすべての要件を満たし、かつ安定所の職業紹介にすぐに応じられる状態でない限り、就職したものと同様に取り扱うこととなるため、留意すること。

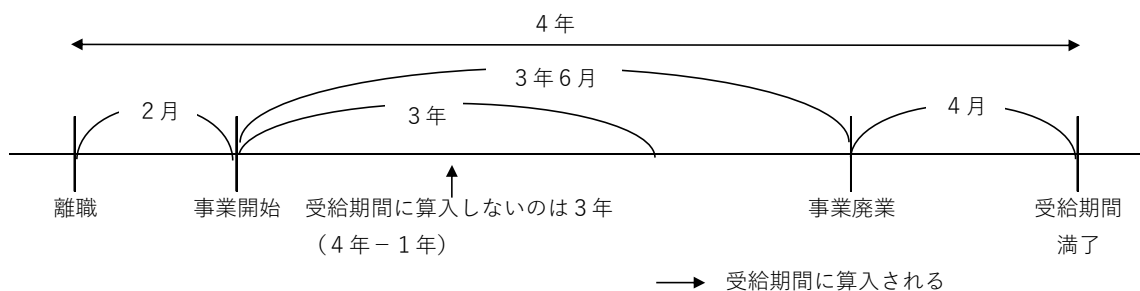
〔例示 1〕



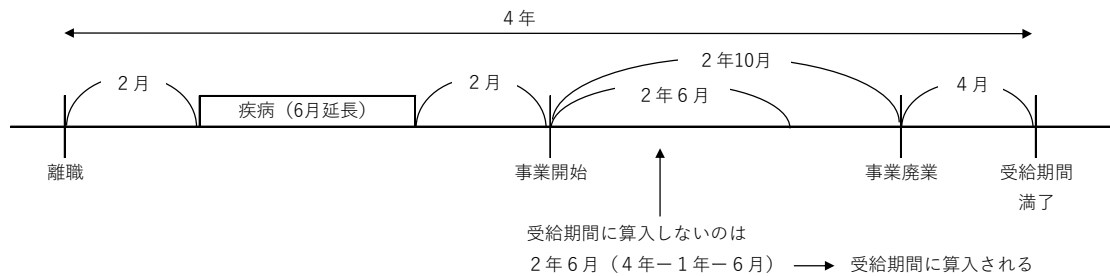
〔例示 2〕



〔例示 3〕



〔例示 4〕



50294 (4) 受給期間の特例申請の手続

イ 延長申請書の提出

受給期間の特例の措置を受けようとする者は 50292 に該当する事業を開始した日又は専念し始めた日若しくは事業の準備に専念し始めた日の翌日から 2 か月以内（則第 31 条の 6 第 3 項）に、延長申請書に次のロに掲げる書類を添付して管轄安定所長に提出しなければならない（則第 31 条の 6 第 1 項）。

この場合の申請は、必ずしも本人自身が安定所に出頭して行う必要はなく、代理人又は郵送等により行うことも差し支えない（代理人による申請の場合は委任状を必要とし、郵送の場合は発信日を申請日とし、消印により確認する。）。

この場合において、天災その他やむを得ない理由（交通途絶、申請者への離職票の到達の遅延等申請者の責めに帰すことができない理由）のため、所定の期間内に申請できなかった場合には、そのやむを得ない理由がやんだ日の翌日から起算して 7 日以内に申請すればよい（則第 31 条の 6 第 3 項及び第 6 項）。

また、上記による申請の期限の日が行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日をいう。）に当たる場合には、その行政機関の休日の翌日とその期限の日とみなされる（行政機関の休日に関する法律第 2 条）。

なお、事業を開始した日の翌日から 30 日が経過する前に延長申請書が提出された場合には、30 日以上事業を継続する意思があるかを確認の上、当該延長申請書を受理して差し支えない。

申請期間を過ぎた後に提出された延長申請書については、当該申請書欄外に「申請期間徒過のため不承認」の表示をするとともに、申請者に対して文書でその旨を通知する（50296 ロ参照）。

ただし、再就職手当の受給を希望する場合の取扱いは、50296 イ(ロ)参照。

ロ 延長申請書の添付書類（則第 31 条の 6 第 1 項、第 2 項及び第 6 項）

- (イ) 受給資格の決定を受けていない場合には、保管するすべての離職票－ 2
- (ロ) 受給資格の決定を受けている場合には、受給資格者証（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行う）（正当な理由がある場合のほか、電子申請により申請を行う場合は、受給資格者証を添えない（マイナンバーカード利用者の場合は、マイナンバーカードによる認証を行わない）ことができる。）
- (ハ) 事業を開始した事実及び開始日を確認できる登記事項証明書、開業届の写し、事業許可証等
ただし、登記事項証明書のうち商業・法人登記に係るものについては、延長申請書に記載された事業所名称等によって、登記情報連携システム（法務省が運営する、登記事項証明書を閲覧及び出力することができるサービスをいう。）を検索することにより登記情報を確認できる

場合は添付を省略することができる。

- (ニ) 事業の準備に専念し始めたことによる申請の場合には、金融機関との金銭消費貸借契約書の写し、事務所賃借のための賃貸借契約書の写し等の事業開始に向けた準備行為が客観的に確認できる資料（事業の準備に専念し始めた旨の申請者の疎明だけでは不十分であることに留意すること）
- (ホ) 天災その他やむを得ない理由により所定期間内に申請できなかった場合には、その事実を証明することができる官公署、鉄道の駅長等の証明書又は安定所長が認める者の証明書

ハ 延長申請書の手続に関する留意事項

- (イ) 50292 ホの離職日以前に事業を開始した場合であって、離職日後に当該事業に専念する場合も受給期間の特例の対象となるが、この場合は延長申請書の備考欄に事業開始日及び当該事業に専念し始めた日を記載させること。
- (ロ) 申出の日において事業の終了日が決まっていなかった場合には、延長申請書の8欄の末日については「継続中」と記載し、後日、廃業等により事業が終了した後に、当該申請者の届出に基づき記載する。
- (ハ) 申請者は、申請後において、延長申請書の記載内容について重大な変更があったとき（例えば、延長申請書に記載した事業実施期間に1か月以上の変動が生じたとき等）又は事業を廃止若しくは休止したときは、受給資格者証（マイナンバーカード利用者の場合を除く）及び交付を受けた延長通知書を添えて（マイナンバーカード利用者の場合はマイナンバーカードによる認証を行う）、速やかにその旨を管轄安定所長に届け出なければならない（則第31条の6第5項）とされているので、申請者に対してその旨の説明をしておく。なお、この届出は必ずしも本人自身が安定所に出頭して行う必要はなく、代理人又は郵送等により行うことも差し支えない。
- (ニ) 延長申請書とともに離職票－1が郵送された場合、離職票－1は破棄し、本人に対しては、離職票－1は事業の終了した旨の届出を行う際に再交付する旨の文書を、延長通知書に添えて送付し、保管する離職票－2の写しには離職票－1の再交付が必要であることを記載すること。なお、離職票－1を再交付する旨の文書については、同様の内容を延長通知書の備考欄又は欄外に記載することで代替しても差し支えない。
- (ホ) (ハ)の届出を受けた場合は、届出に係る内容を審査し、延長通知書に必要な訂正を朱書により加え訂正箇所安定所長印を押印の上、訂正を行った安定所名を記載し本人に返付する。

50295 (5) 延長申請書の審査

イ 延長申請書等の書類の提出を受けた場合には、添付された証明書等により延長申請書の記載内容が事実に相違ないことを確認した上で、「※処理欄」に、事業が実施されると認められる期間を記載する。事業が実施される期間の末尾が特定できない場合は「継続中」と記載する。この場合、延長申請書に離職票－2又は受給資格者証若しくは受給資格通知を添付の上、安定所長の決裁を受ける。

ただし、延長申請書に受給資格者証が添付されるべき場合であって、正当な理由があるため又は電子申請により申請が行われたために、受給資格者証が添付されなかったときは、受給資格者証の添付に代え、印字した支給台帳を添付する。

ロ 受給資格の決定を受けていない者が延長申請書を提出したときは、必ず離職票－２の提出を求め、その者が受給資格を有する者であることを確認した上、受給資格に係る離職の日との関係を審査する。

ハ 受給資格決定を受けていない離職者が、個人番号が記載された離職票－１を添付書類として延長申請書を提出した場合であっても、延長申請時には離職票－１の提出並びに個人番号の確認等を行う必要はないことから、離職票－１を受理することなく返戻し、受給期間の延長事由が終了後、受給資格決定を受ける際に離職票－１を持参させること。

ニ 延長申請書の審査に当たっては、50292 イ～ホの全てを満たす事業であることを確認する必要があるため、延長通知書の交付は当該確認が取れた後に行う。このため、受給期間の特例申請に係る事業について再就職手当の支給申請がなされた場合は、再就職手当の支給・不支給決定後に延長通知書又は不承認通知書を交付する。

50296 (6) 延長通知書の交付及び受給資格者証等の処理

イ 受給期間の特例措置を決定した場合には、延長通知書を交付するとともに、次の(イ)又は(ロ)の区分に応じて、それぞれ離職票又は受給資格者証若しくは受給資格通知に必要な事項を記載して返付又は交付する（延長申請書に受給資格者証が添付されるべき場合であって、正当な理由があるため又は電子申請により申請が行われたために、受給資格者証が添付されなかったときを除く。このときは、受給資格者証の記録及び記載は、次回来所時に行う。）（則第31条の6第4項）。このとき、延長通知書には安定所長印（小）を押印する。

延長通知書の「延長後の受給期間満了年月日」欄には「継続中」と記載し（申出当初より事業の終了時期が確定している場合を除く。）、申請者に対しては、事業終了後において管轄安定所にその旨を届け出たときにその年月日を記載するものである旨の説明をし、後日トラブルが生じないように十分留意する。また、延長通知書を滅失し、又は損傷した場合には、速やかに届け出て再交付を受けるよう指導する。

(イ) 受給資格の決定を受けていない場合

保管するすべての離職票のうち、受給資格に係る離職票－２の「公共職業安定所記載」欄に、「受給期間の特例措置（令和 年 月 日決定）」及び当該安定所名を朱書（その旨のゴム印の押印によることとしても差し支えない。）し、返付する。

この際、個人番号の記載がある離職票－１が提出された場合、本人に離職票－１を返付する際は、50295 ニのとおり案内すること。

個人番号の記載がある離職票－１が郵送により提出された場合は、50294 ハ(ニ)のとおり取り扱うこと。

安定所に提出された離職票の離職理由について事業主と労働者の間において相違する場合においては、受給期間の特例措置を講ずる際に、離職票－２を複写し、離職理由の判定手続に準じ、当該複写した離職票－２に離職区分を記載し、確認書類等と一括して保管することとし、事業の廃業等による終了後、受給資格決定を行う際に用いることとする。

なお、受給期間の特例措置後、受給資格に係る離職日の翌日より４年を超えても受給資格決定がなされていない場合は、当該年度末において破棄することとして差し支えない。

(ロ) 受給資格の決定を受けている場合

この場合の支給台帳、受給資格者証及び受給資格通知の処理については、センター要領参照。

なお、50292 ハのとおり、当該事業について再就職手当を受給した場合は受給期間の特例措置は適用されない旨の説明をし、後日トラブルが生じないように十分留意する。受給期間の特例の要件を満たす場合であって、再就職手当の受給を希望する場合は、再就職手当支給申請書の備考欄に「不支給の場合は受給期間特例申請の希望あり」と記載させるとともに、その後の審査の結果、再就職手当が不支給となった場合には、当該再就職手当の支給申請日を申請日として受給期間の特例の申請をすることができる旨説明すること。

- ロ 受給期間の特例措置を認めない場合には、当該申請書欄外に「不承認」の表示をするとともに申請者に対して文書でその旨を通知する。

なお、不服のある場合には、雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる旨を教示する。教示を行うに当たっては、あらかじめその旨を記載したゴム印を作成して、これによることとしても差し支えない。

50297 (7) 法第20条の2の受給期間の特例を認められた者が、法第20条第1項の受給期間の延長を申請する場合の取扱い
--

イ 法第20条の2の受給期間の特例が認められた者が、法第20条第1項の受給期間の延長を申請することができるのは、特例に係る事業実施期間の終了日の翌日以降とする。

- ロ この場合、法第20条第1項の受給期間の延長が認められる日数は、疾病又は負傷等の理由により職業に就くことができない期間の日数であるが、当該期間の全部又は一部が、特例に係る事業実施期間内にあるときは、当該疾病又は負傷等の理由により職業に就くことができない期間のうち特例に係る事業実施期間内にない期間分の日数とする。

令和 年 月 日

殿

〇〇公共職業安定所長

受給期間延長等申請不承認通知書

令和 年 月 日付、申請のあった受給期間延長等申請については、下記の理由により、不承認とする。

※なお、この処分に不服のあるときは、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に〇〇労働局雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。

不承認理由

--